

令和6年度 第3回
静岡市地域包括支援センター運営協議会 次第

日 時：令和7年3月11日（火）

19時15分～21時00分

会 場：城東保健福祉エリア 第1、第2研修室

1 開 会

2 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長挨拶

3 地域包括支援センター運営協議会会長挨拶

4 議 題

- | | |
|---|-----|
| (1) 令和6年度地域包括支援センター運営状況調査(国指標)について(令和5年度実績) | 資料1 |
| (2) 令和6年度地域包括支援センター運営体制等評価(市指標)について | 資料2 |
| (3) 令和6年度基幹的業務の実施について | 資料3 |
| (4) 令和6年度地域包括支援センター運営部会報告 | 資料4 |

5 閉 会

(その他資料)

- ・次第
- ・席次表
- ・地域包括支援センター運営協議会委員一覧

令和 6 年度地域包括支援センター運営状況調査（国指標）について （令和 5 年度実績）

1 概要

（1）目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。

センターが地域において求められる機能を十分に発揮するためには、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、それに基づいた必要な機能強化を図っていくことが重要である。

国において策定された全国で統一して用いる指標を活用して、センターに関する市町村の業務の実施状況及び各センターでの業務の実施状況を把握・分析し、必要な業務改善を図るものとする。

（2）評価指標

本調査は、市・各センターそれぞれの立場から調査年度の前年度実績について、年度当初に調査（市町村用 81 項目、センター用 67 項目）を実施し、そのうち市町村用 59 項目、センター 55 項目について評価するものである（参考資料①参照）。よって、今回は令和 5 年度実績に関する報告となる。

調査自体はセンターの自己評価となるが、各センターから統一した基準で回答を得るために、各項目について国の「趣旨・考え方」「留意点」に加え、静岡市版の留意事項を示している。

2 結果・分析等

【市町村用】

（1）概要

- ・ 評価者：静岡市
- ・ 内 容：市が実施すべきセンターに関する業務について

（2）結果（資料 1－2 参照）

- ・ すべての項目において全国平均を上回っている。

【地域包括支援センター用】

（1）概要

- ・ 評価者：各地域包括支援センター（市内 29 か所）
- ・ 内 容：地域包括支援センターが実施すべき業務について

（2）結果（資料 1－3 参照）

- ・ 令和 5 年度末に実施の評価ヒアリング時に、多くのセンターで地域ケア会議においての地域課題の検討について、課題が見られたため、今年度、地域課題の抽出を見据えた地域ケア会議の開催について研修を実施した。

3. 今後について

- ・今回の結果を踏まえて、令和 7 年度当初に実施する事業計画ヒアリングにて、各センターへの聞き取りを行っていく。
- ・また、国が定めるこの評価指標については、策定から 5 年間、センターが行う最低限の業務チェックリストとして、また、センターと市町村との連携強化のためのコミュニケーションツールとして使用してきた。今般、より一層、センターが地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を果たすための事業を効果的に実施できるよう、市町村の目標や地域の状況に応じた柔軟な評価を行うため、令和 7 年度から、国評価の指標が新しい指標となる。そのため、新しい評価指標を確認しながら市指標の見直しや各センターへの支援を実施していく。

【国指標】 地域包括支援センター運営状況調査結果(市町村用)

【静岡市】 2.レーダーチャート

■ 2.レーダーチャートについて ■

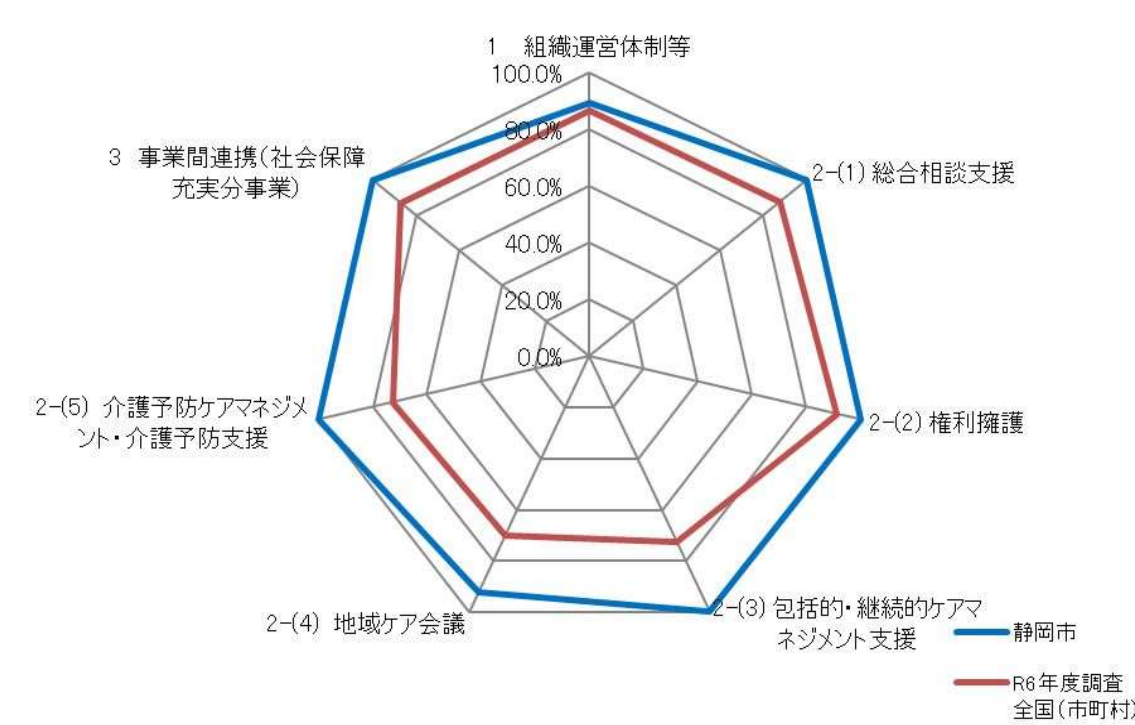
○レーダーチャートに示されている「7項目」の数値は、「1.業務チェックシート」にて入力した評価設問の平均値です。

○例えば、『2 個別業務』の「2-(1) 総合相談支援業務」6の設問に対し、「○」の付いた設問が4か所ある場合は、「2-(1) 総合相談支援」の平均値は4/6 = 66.7%（小数点2位を四捨五入）となります。

○レーダーチャートの数値を確認し、全国の状況と比較することで、貴市町村の「特徴」が確認できます。

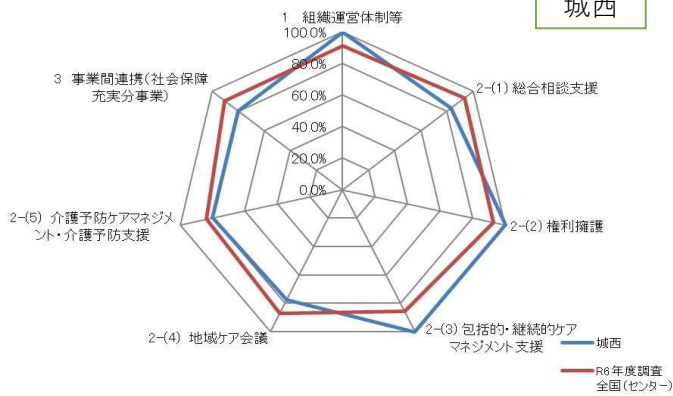
		静岡市	R6年度調査 全国（市町村）
1	1 組織運営体制等	89.5%	86.9%
2	2-(1) 総合相談支援	100.0%	87.5%
3	2-(2) 権利擁護	100.0%	91.1%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	100.0%	72.7%
5	2-(4) 地域ケア会議	92.3%	70.3%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100.0%	72.7%
7	3 事業間連携（社会保障充実分事業）	100.0%	86.9%

■レーダーチャート

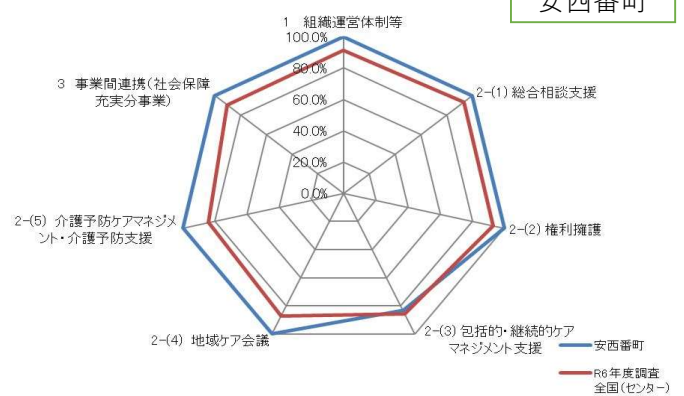


【国指標】 地域包括支援センター運営状況調査結果(葵区)

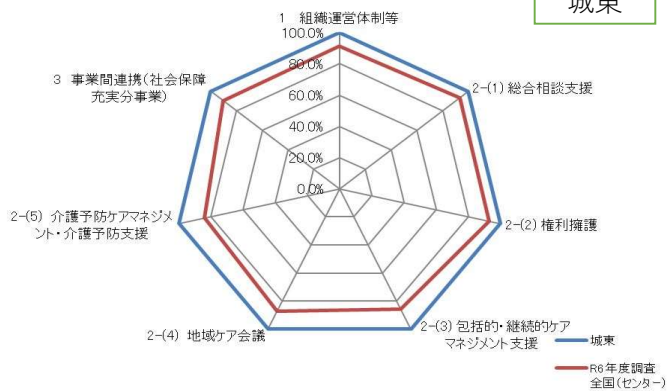
城西



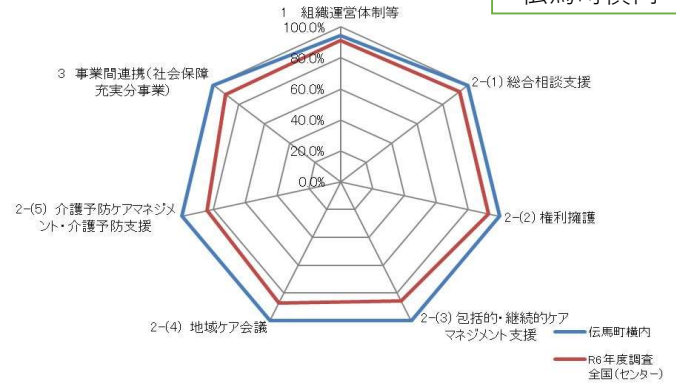
安西番町



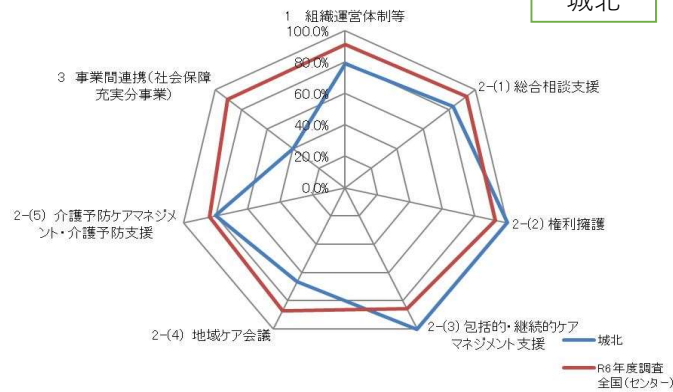
城東



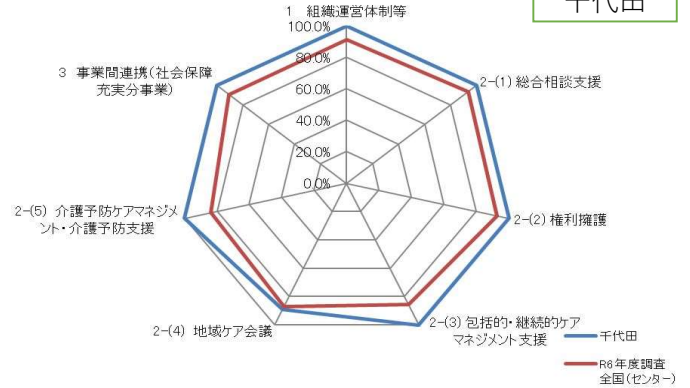
伝馬町横内



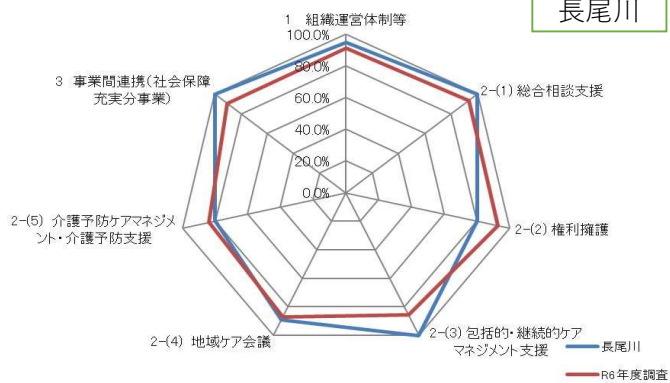
城北



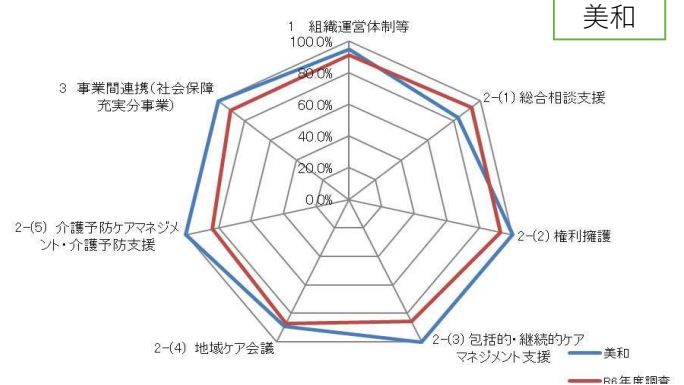
千代田



長尾川

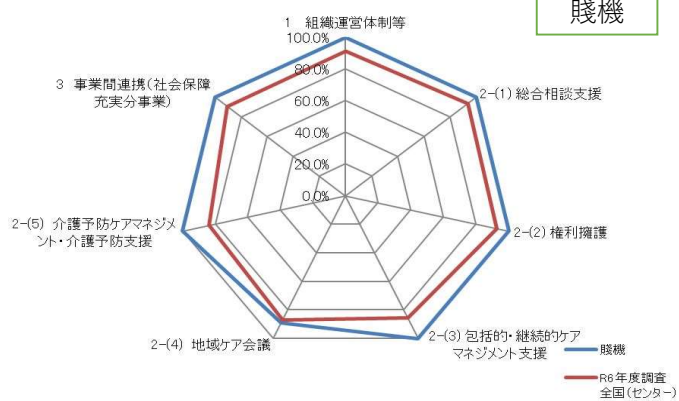


美和

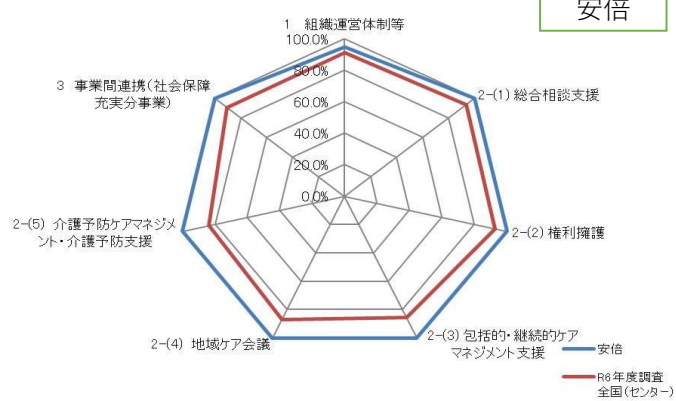


全国(センター)

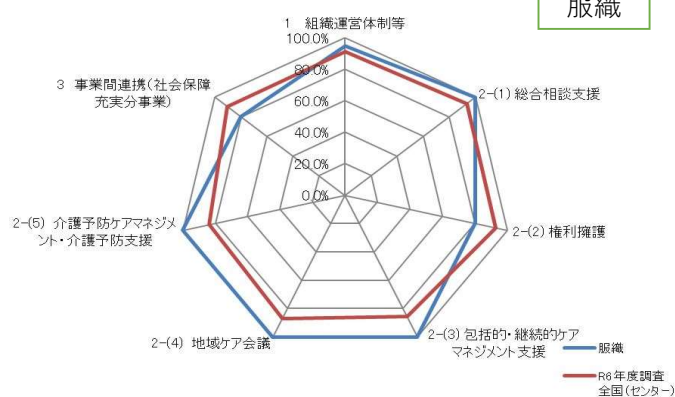
賤機



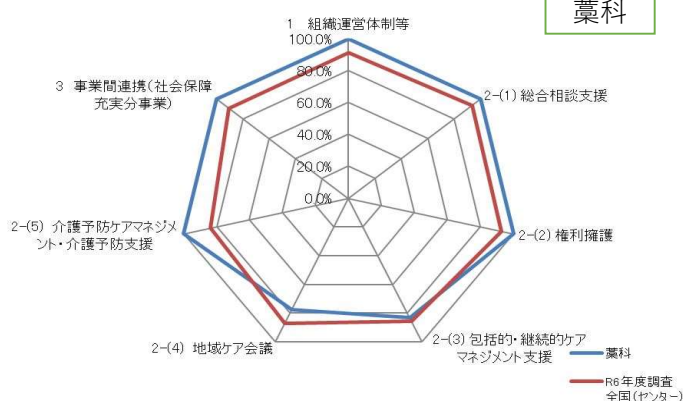
安倍



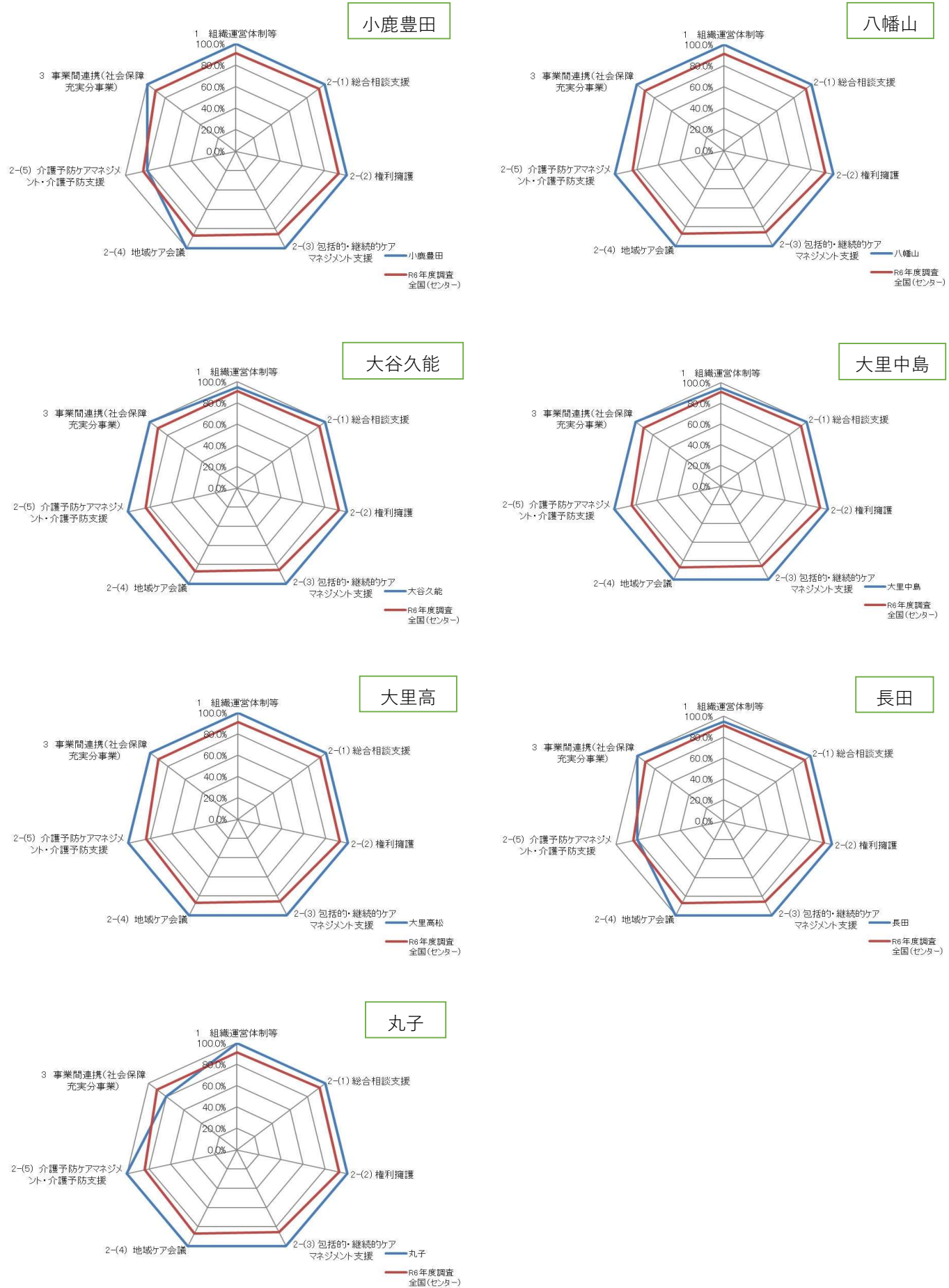
服織



藁科

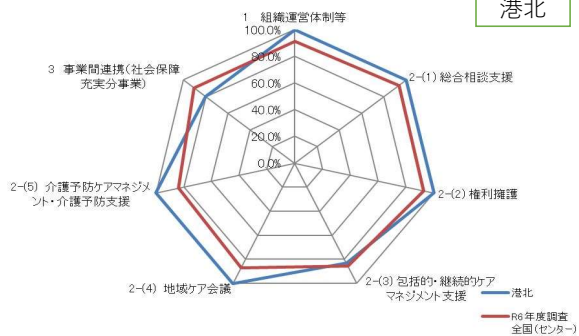


【国指標】 地域包括支援センター運営状況調査結果(駿河区)

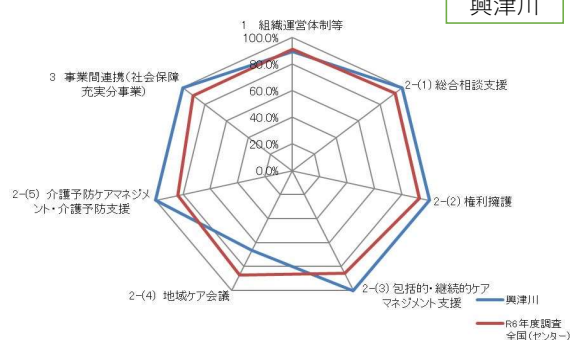


【国指標】 地域包括支援センター運営状況調査結果(清水区)

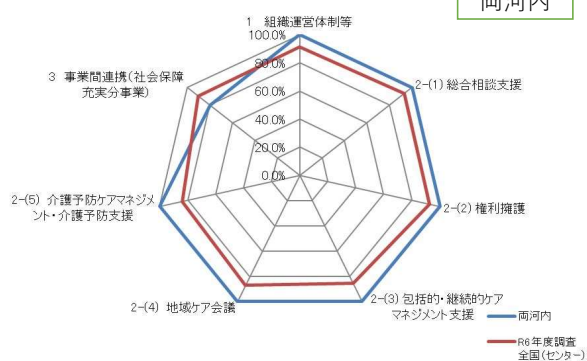
港北



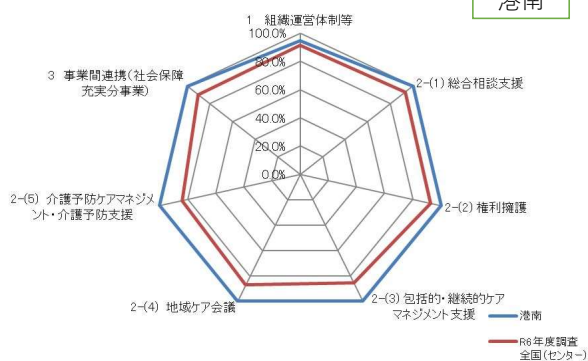
興津川



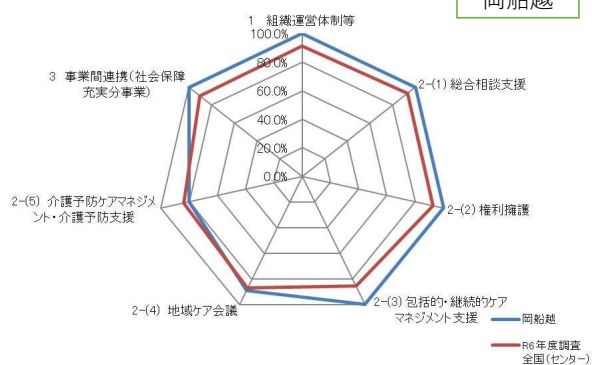
両河内



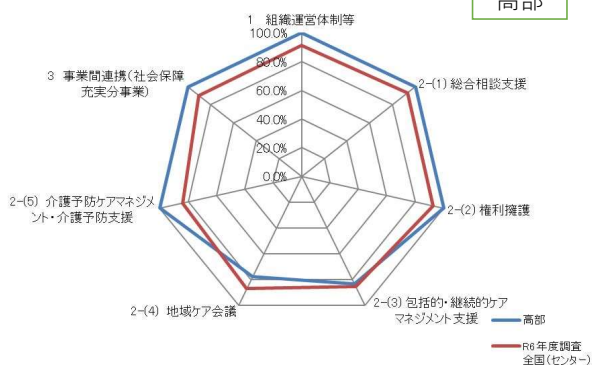
港南



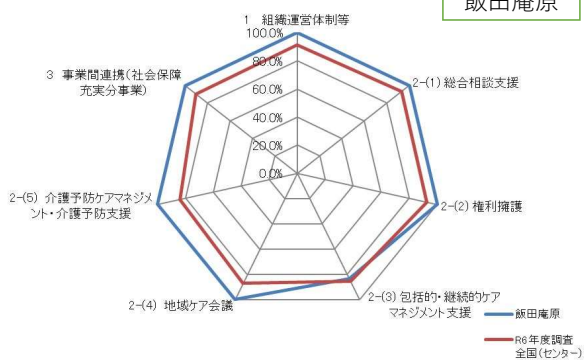
岡船越



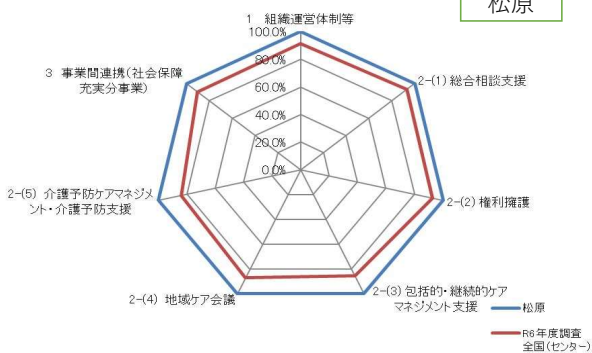
高部

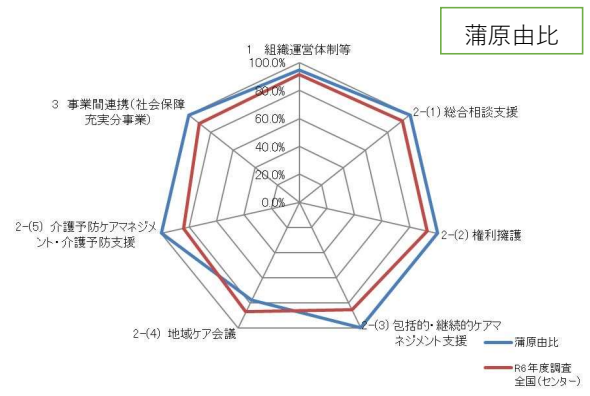
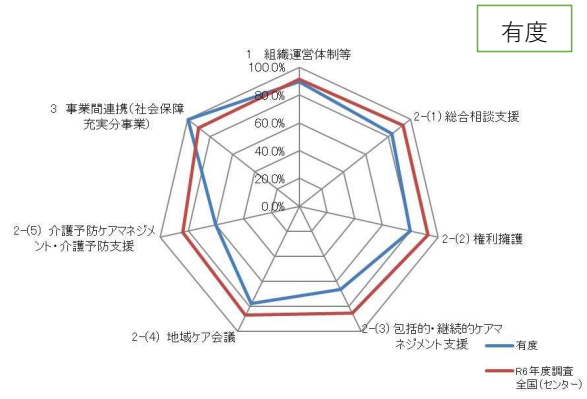


飯田庵原



松原





【国指標】評価指標(市町村・各センター)

	市町村指標			該当するものに○	全国調査結果	センター指標			該当するものに○	全国調査結果	
1	組織・運営体制等										
(1) 組織運営体制											
1	Q19	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。		75.9%	1	Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。		95.4%		
2	Q20	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。		80.4%	2	Q11-1	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。 (Q11で「○」の場合のみ回答する欄です。Q11で「×」の場合は、「×」を選択してください)		89.1%		
3	Q21	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。		56.5%	3	Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。		97.2%		
4	Q22	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的に開催しているか。		88.5%	4	Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。		94.9%		
5	Q23	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。		98.3%	5	Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。		98.3%		
					6	Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。		88.0%		
6	Q24	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。		94.5%							
7	Q25	センターにおいて、3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。		74.2%	7	Q16	3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか。		62.9%		
8	Q26	センターの3職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(圏域内の高齢者数/センター人員)の状況が1,500人以下であるか。		65.4%							
9	Q27	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。		54.1%	8	Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。		75.6%		
					9	Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。		83.0%		
10	Q28	センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。		78.6%	10	Q19	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。		74.2%		
11	Q29	センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。		81.3%	11	Q20	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。		77.2%		
12	Q30	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。		97.1%	12	Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。		98.1%		
13	Q31	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。		86.6%							
平均点数・個数				0	10.3	平均点数・個数				0	10.3
平均点数・%				0.0%	79.3%	平均点数・%				0.0%	86.1%
(2) 個人情報の保護											
14	Q32	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。		95.4%	13	Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。		94.7%		
15	Q33	個人情報漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。		87.1%	14	Q23	個人情報漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。		93.1%		
					15	Q24	個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置しているか。		95.7%		
					16	Q25	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。		77.7%		
16	Q34	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。		92.3%							
平均点数・個数				0	2.7	平均点数・個数				0	3.6
平均点数・%				0.0%	91.6%	平均点数・%				0.0%	90.3%
(3) 利用者満足の向上											
17	Q35	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。		87.8%	17	Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。		97.8%		
18	Q36	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。		97.3%	18	Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。		97.7%		
19	Q37	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。		84.0%	19	Q28	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。		97.2%		
平均点数・個数				0	2.7	平均点数・個数				0	2.9
平均点数・%				0.0%	89.7%	平均点数・%				0.0%	97.5%
1 組織運営体制等 計 点数:個数				0	15.8	1 組織運営体制等 計 平均点数:個数				0	16.9
1 組織運営体制等 計 点数:%				0.0%	86.9%	1 組織運営体制等 計 平均点数:%				0.0%	91.3%

市町村指標			該当するものに○	全国調査結果	センター指標			該当するものに○	全国調査結果
2 個別業務									
(1) 総合相談支援業務									
20	Q38	市町村レベルの関係団体(民生委員等)の会議に、定期的に参加しているか。		88.9%	20	Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。		95.3%
21	Q39	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。		57.0%	21	Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。		79.9%
22	Q40	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。		92.3%	22	Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。		95.8%
23	Q41	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。		98.4%	23	Q32	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。		98.8%
24	Q42	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。		96.3%	24	Q33	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。		96.3%
25	Q43	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。		92.1%	25	Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。		94.3%
平均点数・個数			0	5.2	平均点数・個数			0	5.6
平均点数・%			0.0%	87.5%	平均点数・%			0.0%	93.4%
(2) 権利擁護業務									
26	Q45	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。		86.6%	26	Q36	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。		88.0%
27	Q46	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。		95.7%	27	Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。		98.3%
28	Q47	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。		96.6%	28	Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。		97.8%
29	Q48	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。		85.5%	29	Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。		93.2%
					30	Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。		86.8%
平均点数・個数			0	3.6	平均点数・個数			0	4.6
平均点数・%			0.0%	91.1%	平均点数・%			0.0%	92.8%
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務									
30	Q49	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか。		83.9%	31	Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。		93.9%
31	Q50	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。		75.6%	32	Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。		77.4%
32	Q51	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。		55.7%	33	Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。		90.0%
33	Q52	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。		59.6%	34	Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。		87.0%
34	Q53	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。		84.1%	35	Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。		84.2%
35	Q54	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。		77.6%	36	Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。		80.5%
平均点数・個数			0	4.4	平均点数・個数			0	5.1
平均点数・%			0.0%	72.7%	平均点数・%			0.0%	85.5%

市町村指標			該当するものに○	全国調査結果	センター指標			該当するものに○	全国調査結果
(4) 地域ケア会議									
36	Q55	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。		72.3%	37	Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。		86.6%
37	Q55-1	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。 (Q55で「1」(○)の場合のみ回答する欄です。Q55で「×」の場合は、「×」を選択してください。)		61.1%					
38	Q56	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。		73.5%	38	Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。		85.3%
39	Q59	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。		89.4%	39	Q50	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。		93.0%
40	Q61	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。		89.9%	40	Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。		84.2%
41	Q62	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。		82.0%	41	Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。		92.2%
42	Q63	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。		78.5%	42	Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。		87.4%
43	Q64	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。		69.2%	43	Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。		84.0%
44	Q65	生活援助の訪問回数の多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。		58.7%					
45	Q67	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。		78.1%	44	Q51	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。		78.2%
46	Q68	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。		89.0%	45	Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。		92.5%
47	Q69	センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。		18.2%					
48	Q70	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。		53.6%					
平均点数・個数			0	9.1	平均点数・個数			0	7.8
平均点数・%			0.0%	70.3%	平均点数・%			0.0%	87.0%
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援									
49	Q71	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。		73.6%	46	Q58	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。		83.2%
50	Q72	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。		87.4%	47	Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。		97.0%
51	Q73	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。		39.3%	48	Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。		58.2%
52	Q74	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。		70.1%	49	Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。		86.1%
53	Q75	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。		69.3%	50	Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。		94.9%
54	Q76	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。		96.2%					
平均点数・個数			0	4.4	平均点数・個数			0	4.2
平均点数・%			0.0%	72.7%	平均点数・%			0.0%	83.9%
2 個別業務 計 点数・個数			0	26.8	2 個別業務 計 平均点数・個数			0	27.4
2 個別業務 計 点数・%			0.0%	78.9%	2 個別業務 計 平均点数・%			0.0%	88.5%
3 事業間連携(社会保障充実分事業)									
55	Q77	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。		76.7%	51	Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。		87.1%
56	Q78	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。		85.1%	52	Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。		95.7%
57	Q79	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。		89.0%	53	Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。		85.8%
58	Q80	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。		91.4%	54	Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。		88.9%
59	Q81	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。		92.4%	55	Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。		93.4%
3 事業間連携 計 平均点数・個数			0	4.3	3 事業間連携 計 平均点数・個数				4.5
3 事業間連携 計 平均点数・%			0.0%	86.9%	3 事業間連携 計 平均点数・%				90.2%

令和 6 年度地域包括支援センター運営体制等評価（市指標）について

1 目的等

(1) 目的

本調査は、前年度の実績を調査する国指標（資料 1 参照）の運営状況調査に対し、市指標の運営体制等評価を行うことにより今年度実績（見込みを含む）を各地域包括支援センター（以下「センター」という。）に向け調査するものである。

また、国指標が各項目について「出来ている」「出来ていない」等の 2 択の評価に対し、本調査は単に業務等が「出来ている」だけでなく、どの程度出来ているのか可視化するために、5 段階評価としている。

各センターにおいて今年度の活動を振り返るとともに、市においてその業務実施状況及び課題を確認し、必要に応じて改善策を検討することにより、効果的な運営を図ることを目的とする。

(2) レーダーチャートについて

令和 6 年度地域包括支援センター運営体制等評価表の評価項目（参考資料②）について、各センターから提出された自己評価（5 段階評価）結果をもとに、全センターの平均を求めた。（表 1）

計 26 の評価項目について、「1. 運営体制」「2. 基本業務（相談支援業務、権利擁護業務）」「3. 基本業務（包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント業務）」「4. 事業連携、その他基本項目」の 4 つの領域に分けてレーダーチャートを作成し、各センターの自己評価と平均との比較を行った。

<レーダーチャート>（資料 2 - 2）

赤色・・・全センター平均

青色・・・各センター自己評価

■表 1 令和 6 年度地域包括支援センター運営体制等評価の平均

評価項目		平均
運営体制	1 事業計画の作成	5.0
	2 事業報告の実施	5.0
	3 三職種の連携	4.9
	4 適切な業務管理	4.8
	5 個人情報の取り扱い	4.3
	6 人材育成	4.8
	7 公益性・地域性・協働性の視点での運営	4.9
	8 苦情対応の体制整備	5.0
	9 期日までの報告・届出	4.5
基本業務	10 ワンストップサービスの拠点としての役割	4.9
	11 継続的・専門的相談支援の実施	5.0
	12 専門職・関係機関とのネットワーク構築と活用	4.9
	13 権利擁護の視点	4.9
	14 関係機関と連携した虐待対応のための体制	5.0
	15 介護支援専門員に対する個別支援	5.0
	16 包括的・継続的なケアのための体制づくり	4.9
	17 総合事業対象者への適切な支援	4.8
	18 適切な指定介護予防支援業務の実施	4.9
事業連携	19 必要に応じた地域ケア会議の実施	4.6
	20 在宅医療・介護連携に関する現状把握	4.2
	21 認知症の早期診断・早期対応のための体制整備	4.1
その他基本項目	22 生活支援コーディネーターとの協働	4.4
	23 センターの事務所	4.4
	24 センター業務の広報・周知	4.7
	25 適切な職員配置	3.3
	26 職員の服務	4.9

レーダーチャートにおける4区分

運営体制

基本業務
（総合相談支援業務、
権利擁護業務）

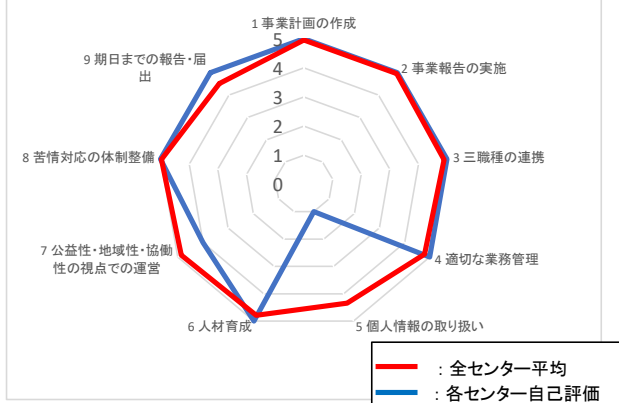
基本業務
（包括的・継続的ケアマネジメン
ト、

事業連携、その他基本項

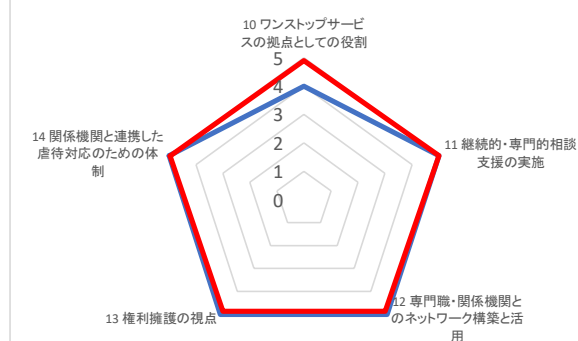
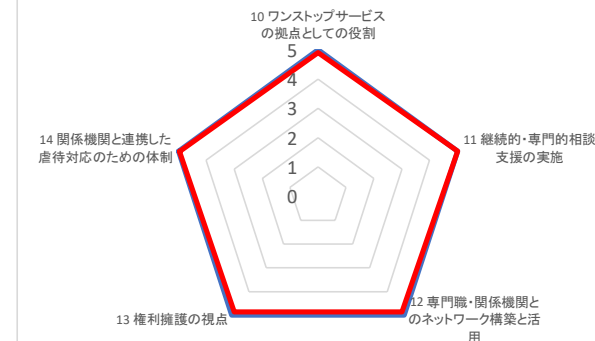
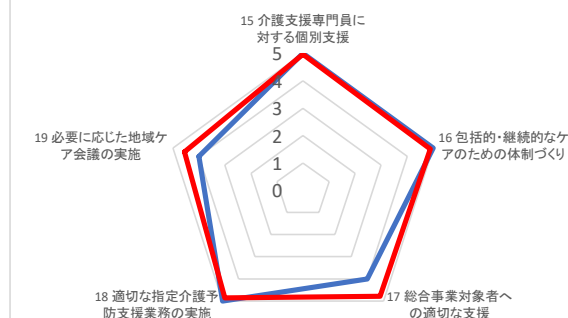
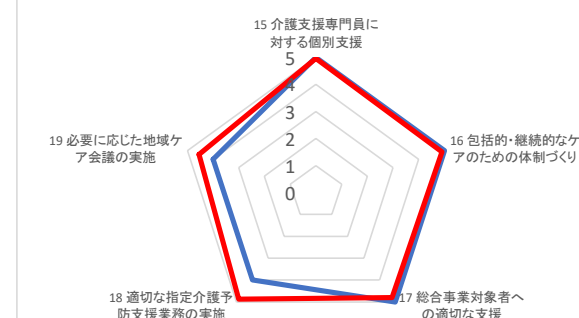
2 本結果を踏まえての対応

- ・ 本調査は各センターの主観による自己評価であるため、同程度の取り組みであっても、センターによって評価に差がみられている。このため、1月中旬から2月上旬にかけて各センターに対し訪問によるヒアリングを実施。調査の項目について詳細な聞き取りや今年度の事業の振り返り、次年度の活動計画に向けての助言・指導を実施した。
- ・ なお、本調査の評価指標については、長期継続契約が終了する令和7年度までは現行のままとし、令和8年度以降の評価指標については、R7年度の国指標の新基準をもとに、精査・見直しを行っていく。

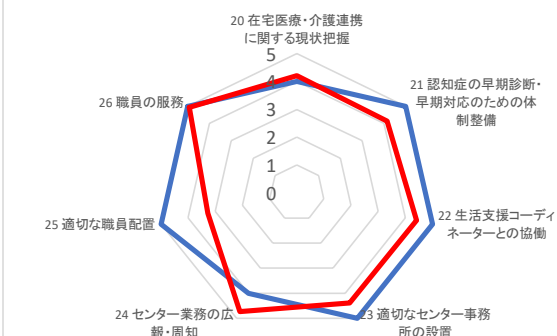
運営体制



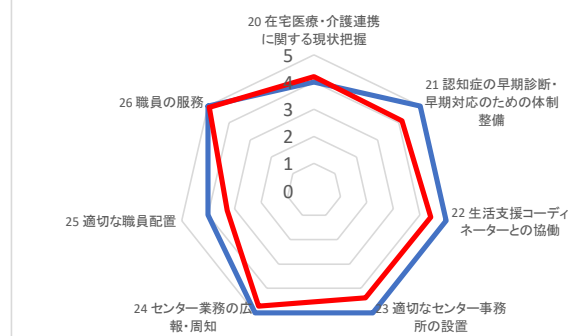
運営体制

基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)

事業連携、その他基本項目



事業連携、その他基本項目



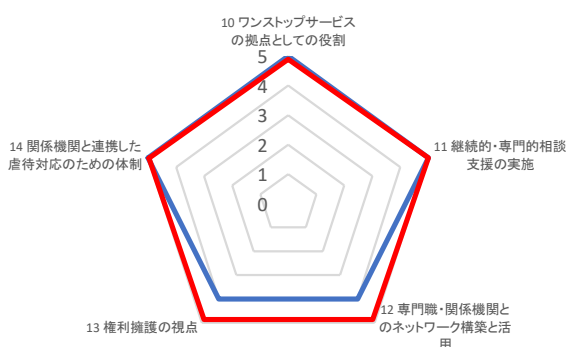
運営体制



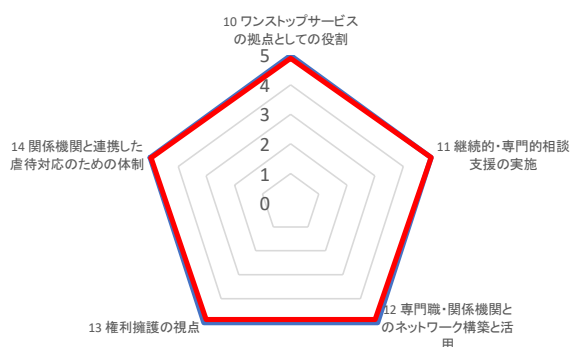
運営体制



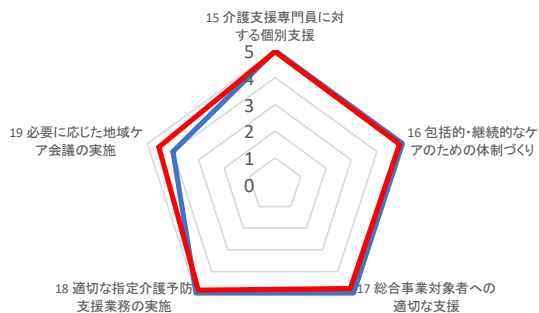
基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)



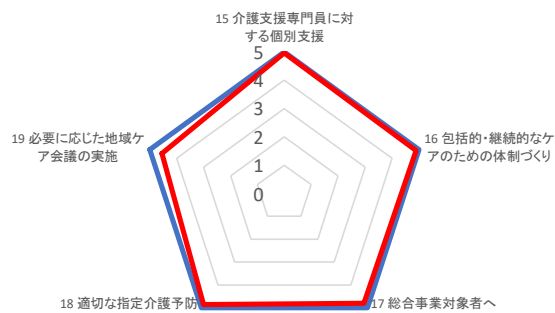
基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)



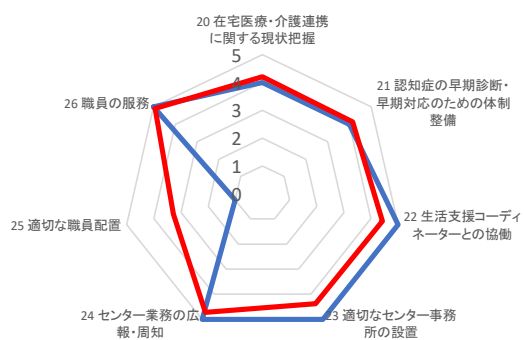
基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)



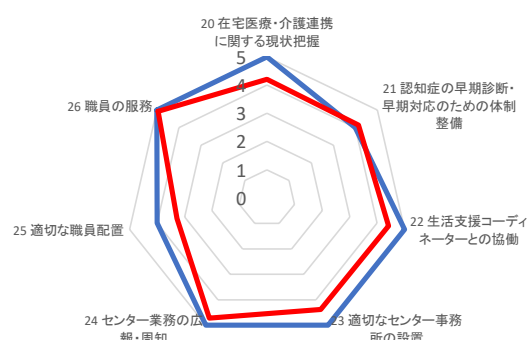
基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)



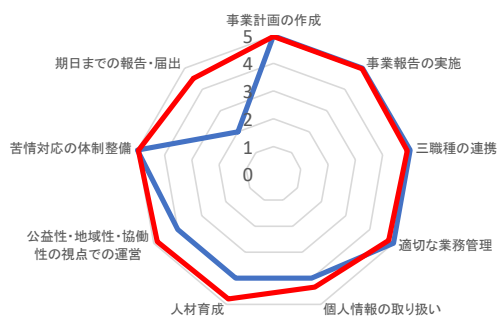
事業連携、その他基本項目



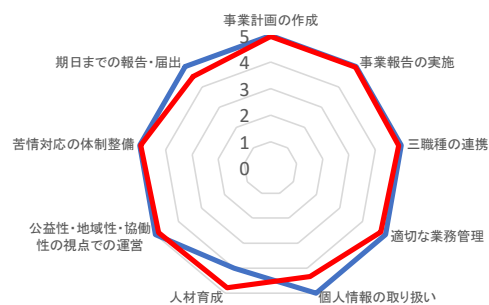
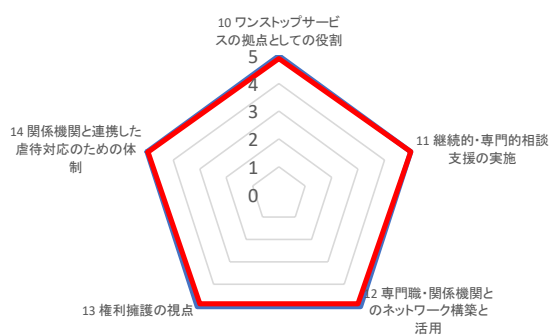
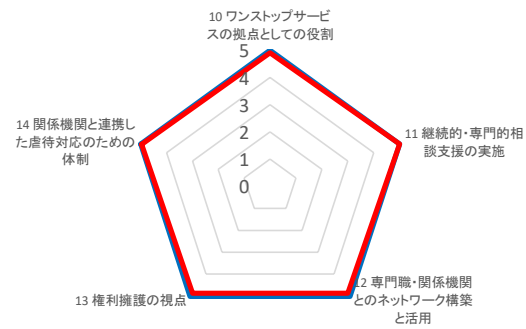
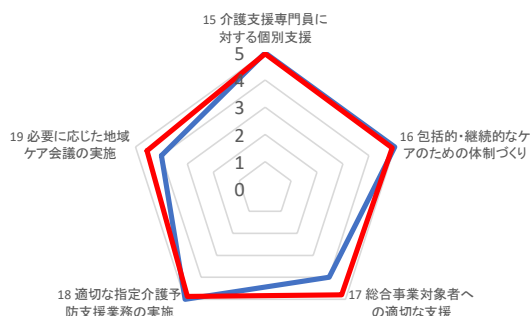
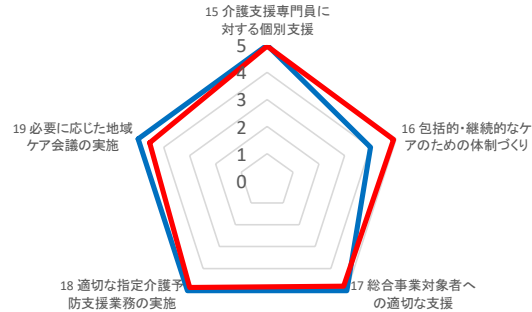
事業連携、その他基本項目



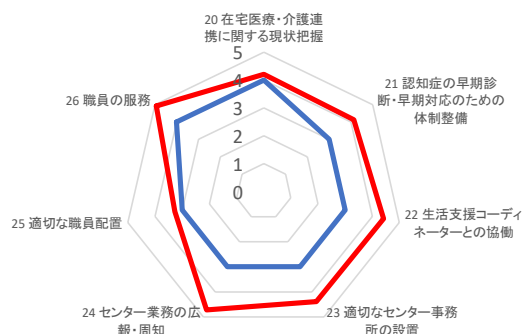
運営体制



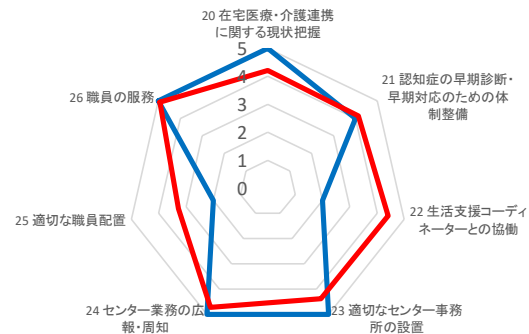
運営体制

基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)

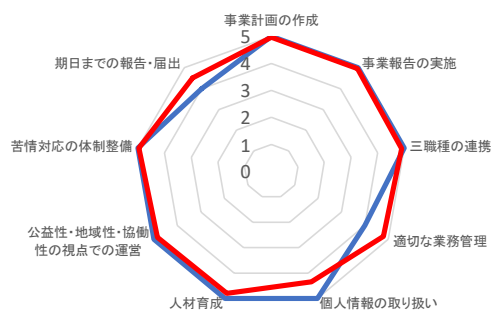
事業連携、その他基本項目



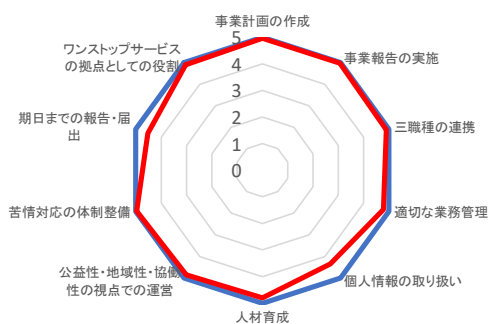
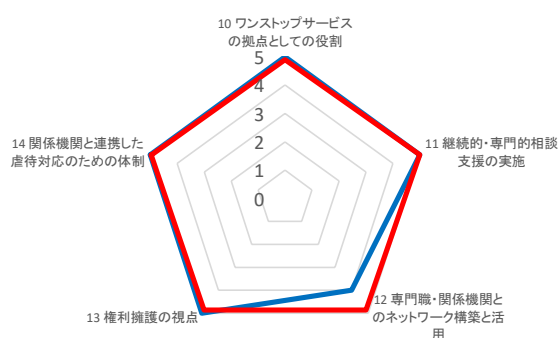
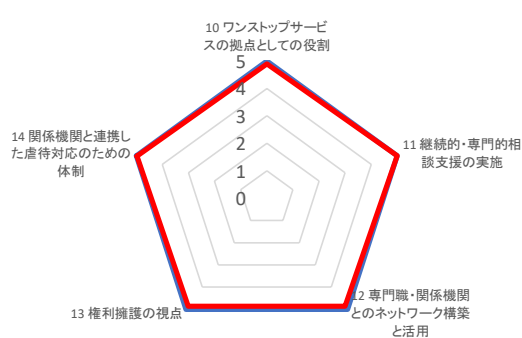
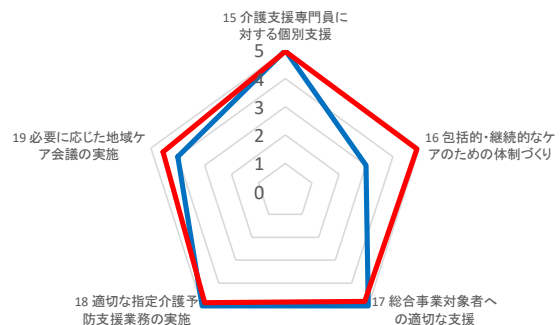
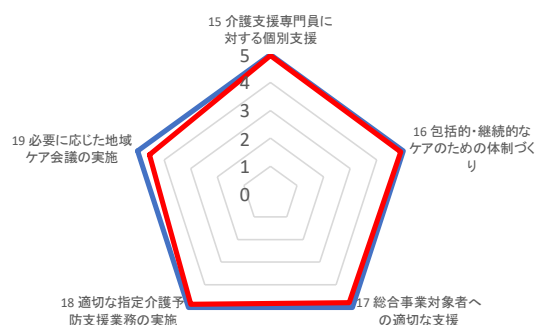
事業連携、その他基本項目



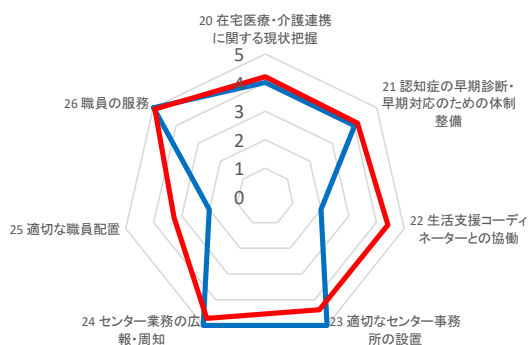
運営体制



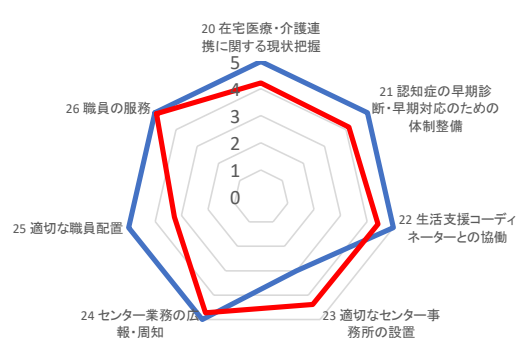
運営体制

基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)

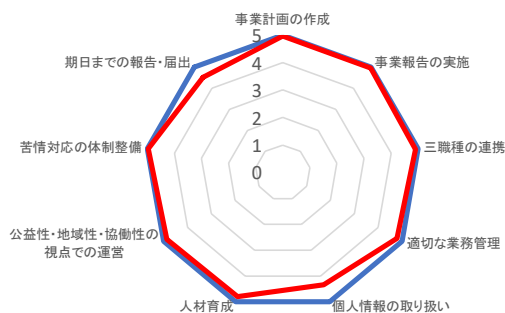
事業連携、その他基本項目



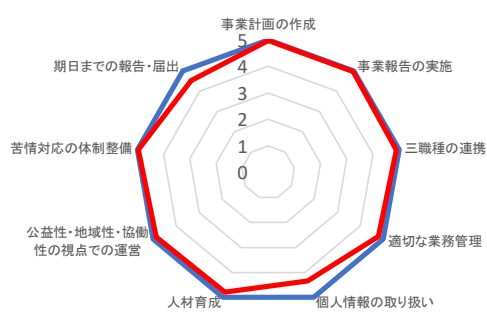
事業連携、その他基本項目



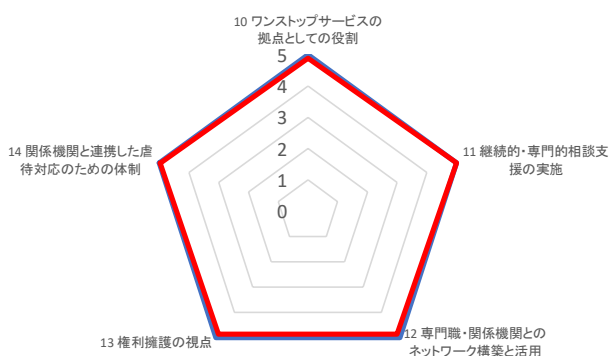
運営体制



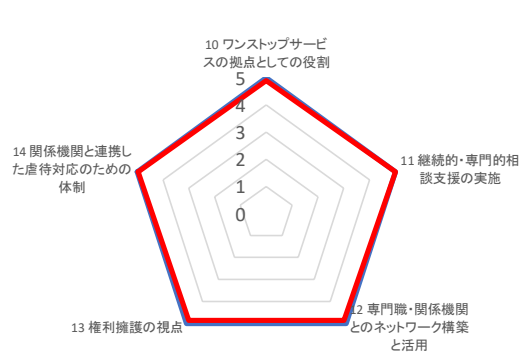
運営体制



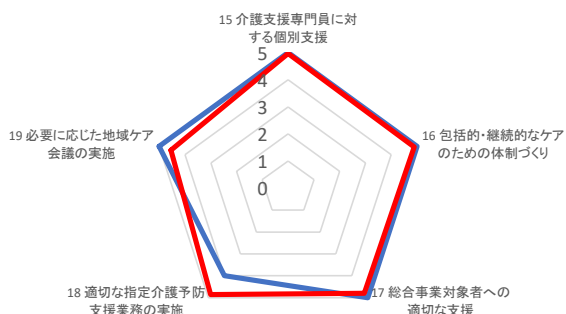
基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)



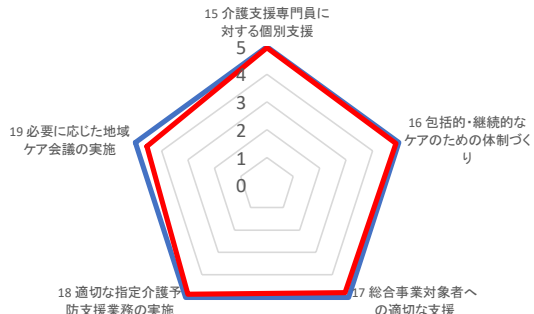
基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)



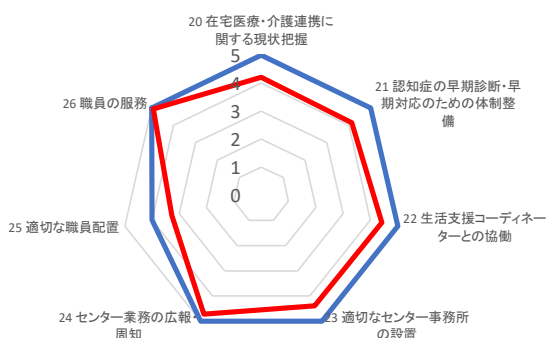
基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)



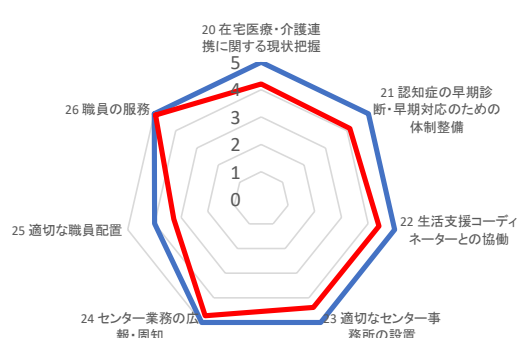
基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)



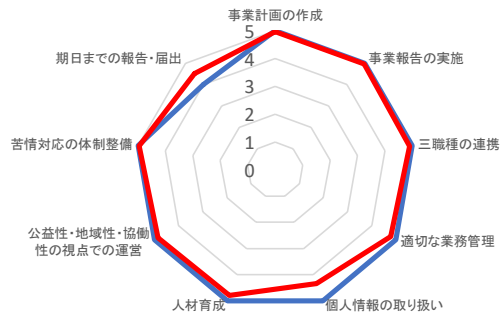
事業連携、その他基本項目



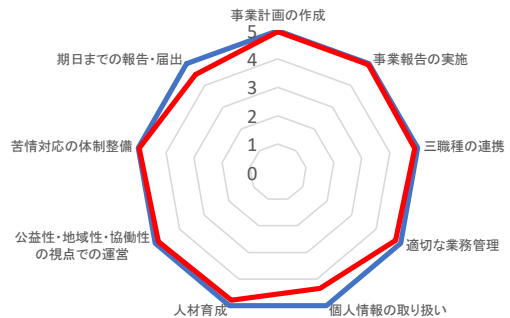
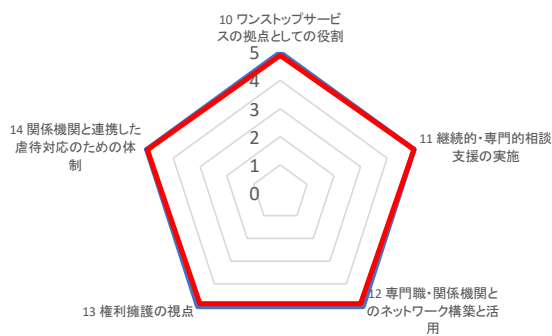
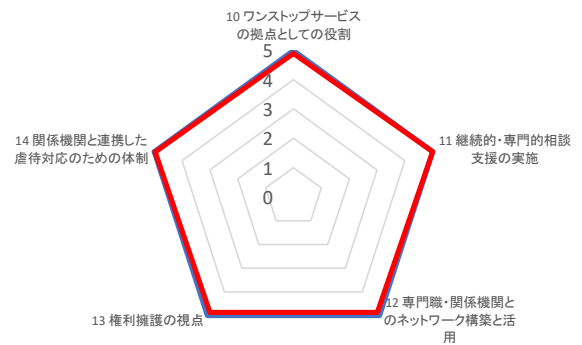
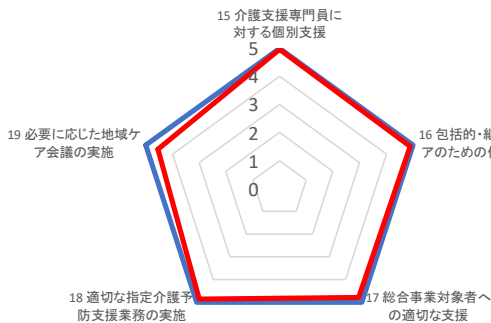
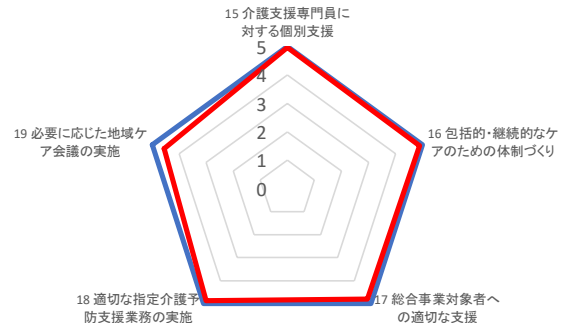
事業連携、その他基本項目



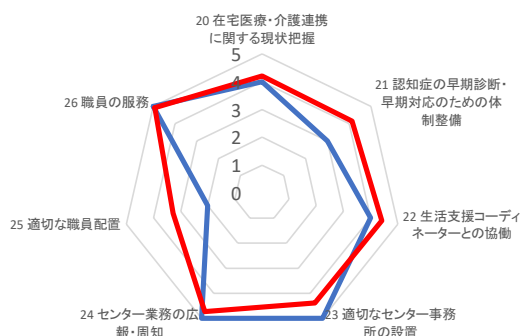
運営体制



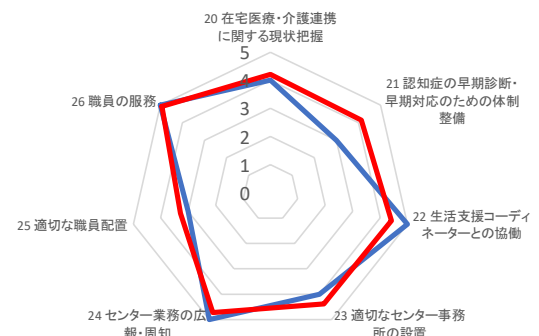
運営体制

基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)

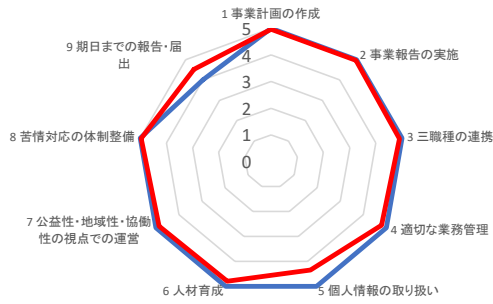
事業連携、その他基本項目



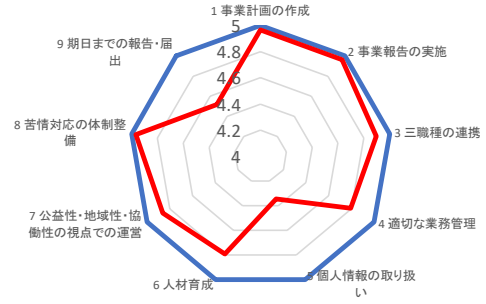
事業連携、その他基本項目



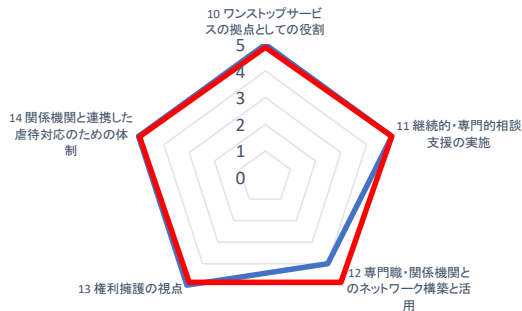
運営体制



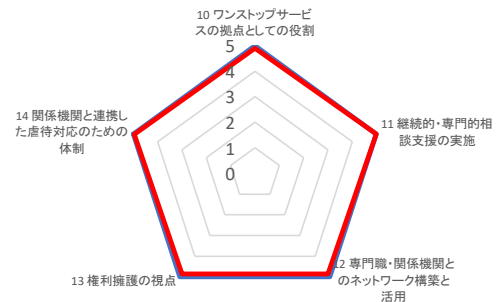
運営体制



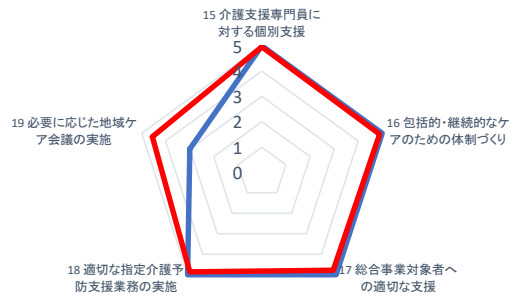
基本業務
(相談支援業務、権利擁護業務)



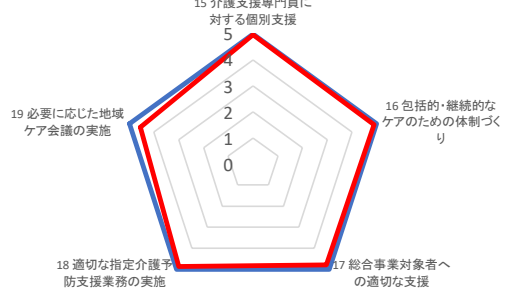
基本業務
(相談支援業務、権利擁護業務)



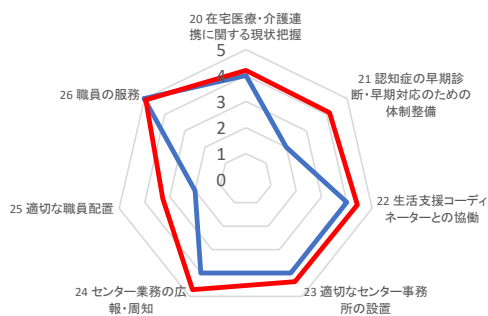
基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)



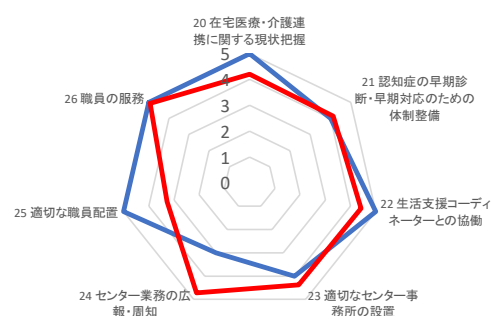
基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)



事業連携、その他基本項目



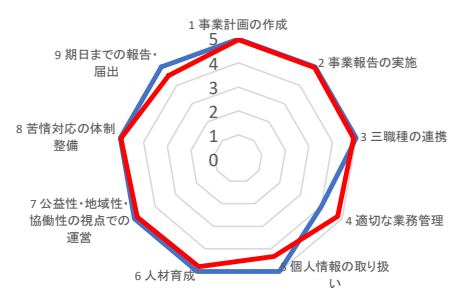
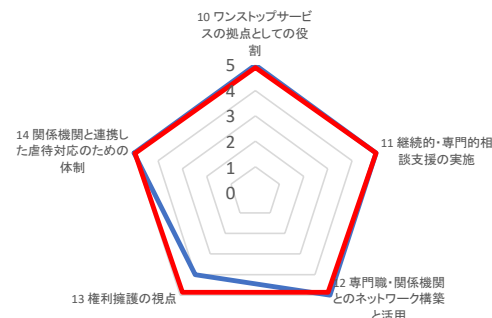
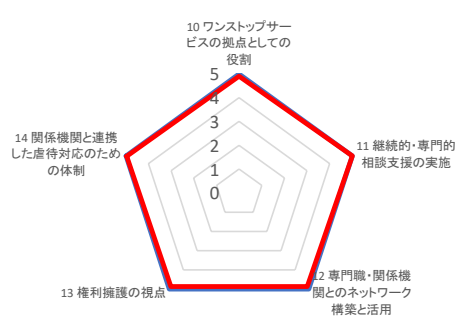
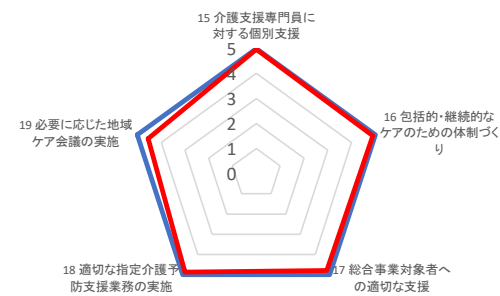
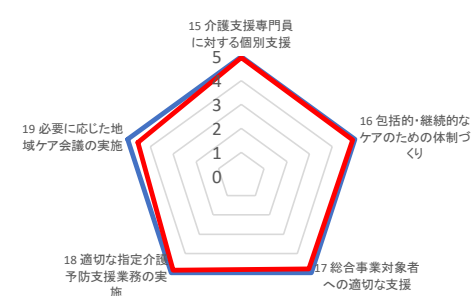
事業連携、その他基本項目



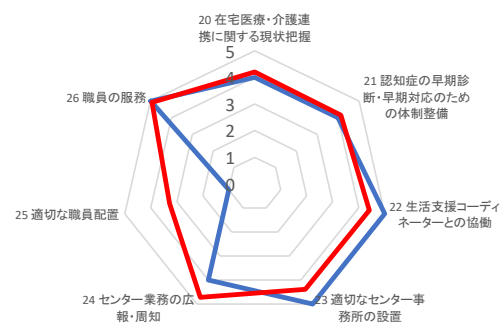
運営体制



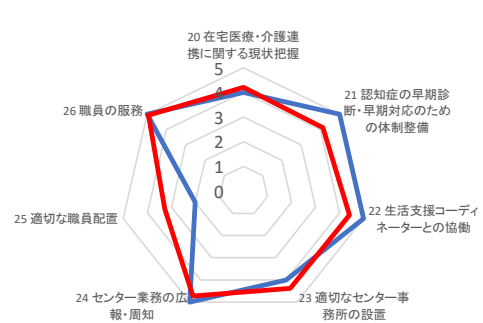
運営体制

基本業務
(相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)

事業連携、その他基本項目



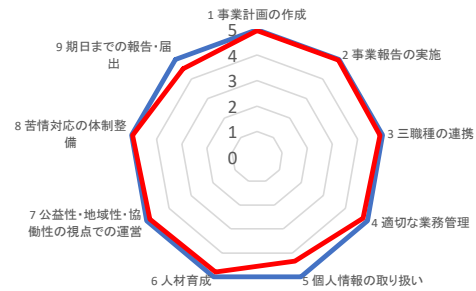
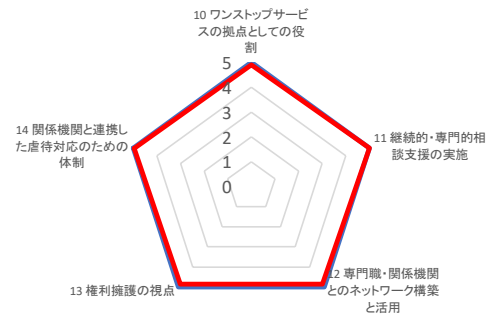
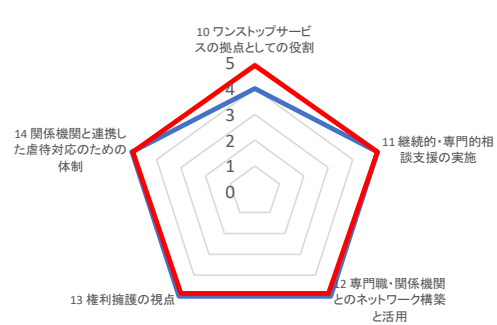
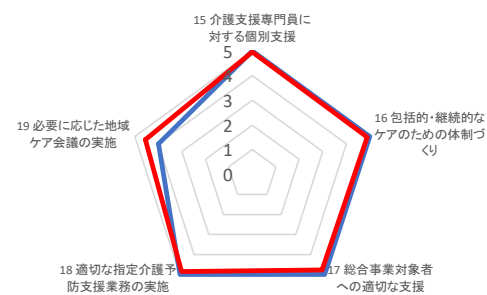
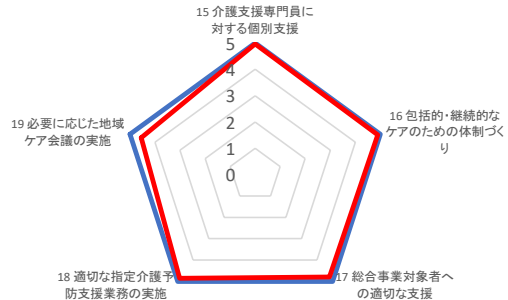
事業連携、その他基本項目



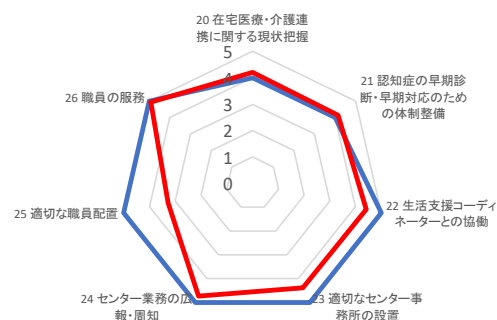
運営体制



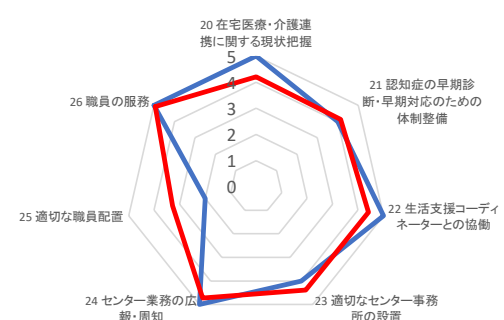
運営体制

基本業務
(相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)

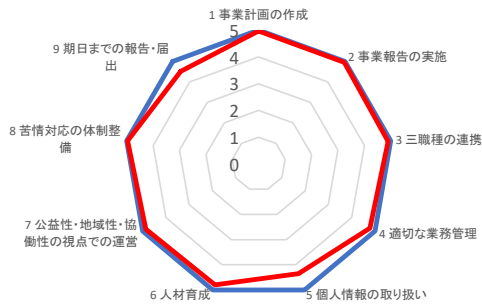
事業連携、その他基本項目



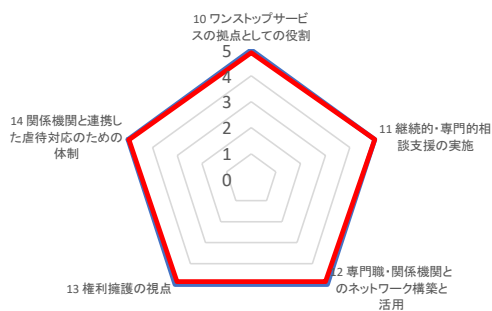
事業連携、その他基本項目



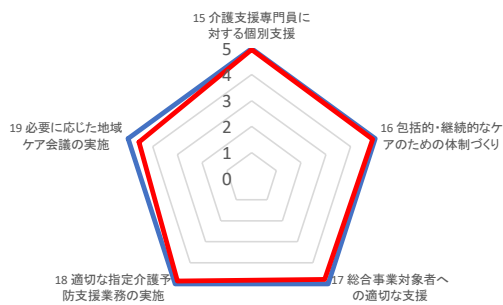
運営体制



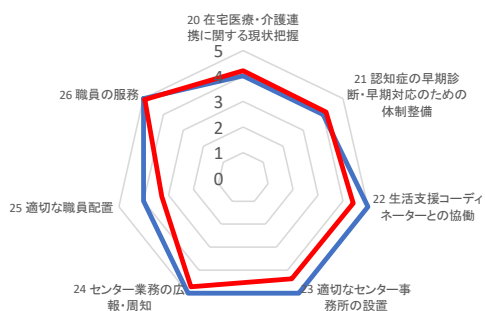
基本業務 (相談支援業務、権利擁護業務)



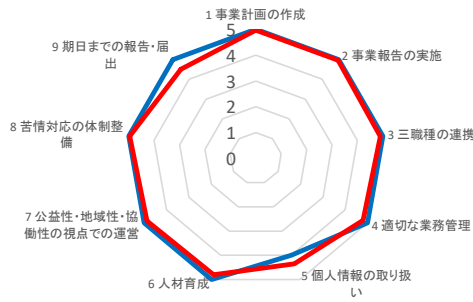
基本業務 (包括的・継続的ケアマネジメント、 介護予防ケアマネジメント業務)



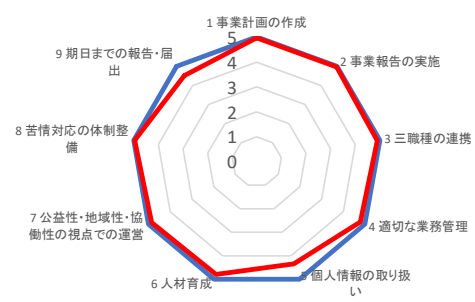
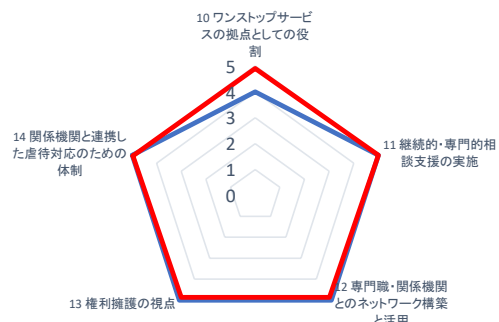
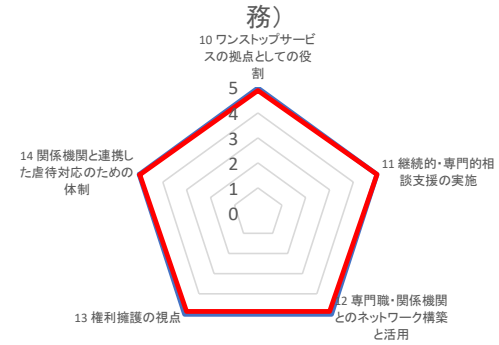
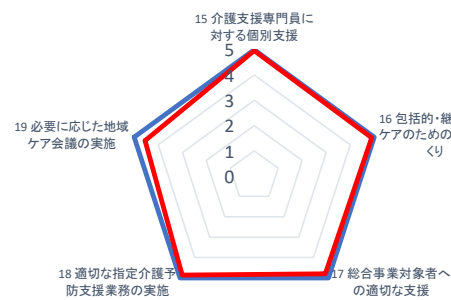
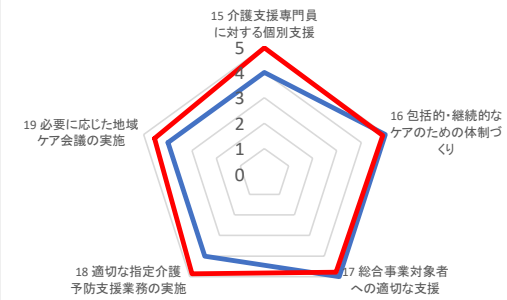
事業連携、その他基本項目



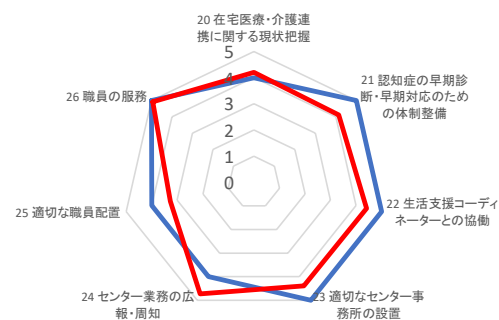
運営体制



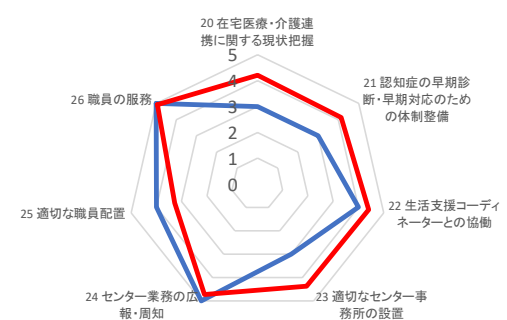
運営体制

基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)

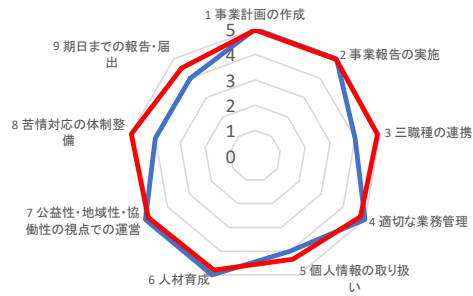
事業連携、その他基本項目



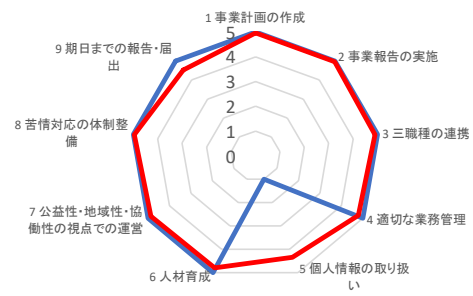
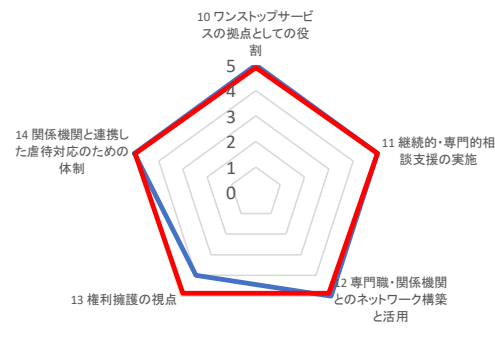
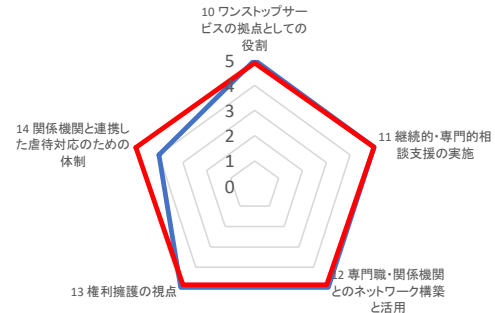
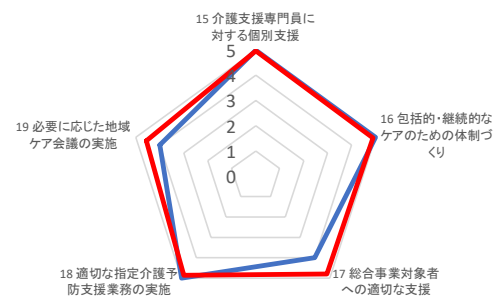
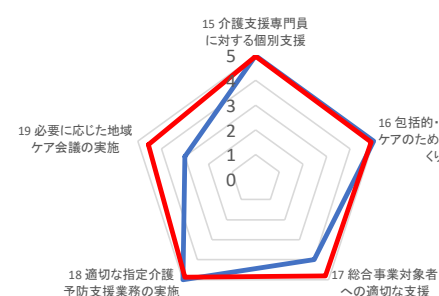
事業連携、その他基本項目



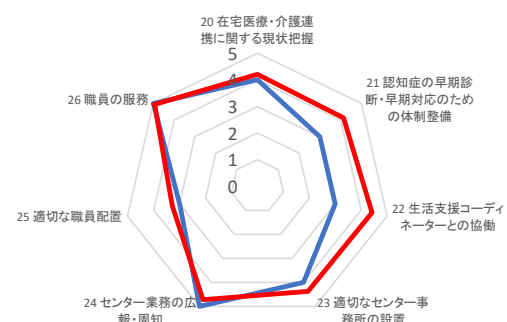
運営体制



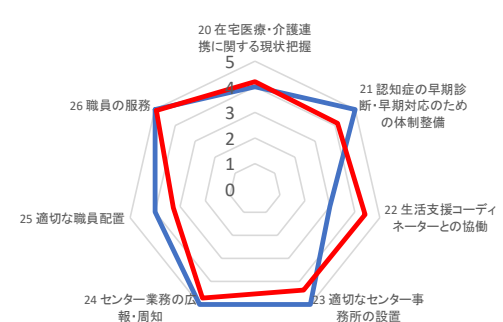
運営体制

基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)

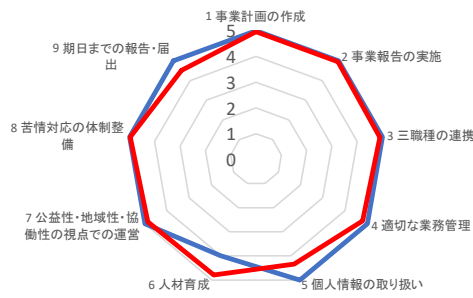
事業連携、その他基本項目



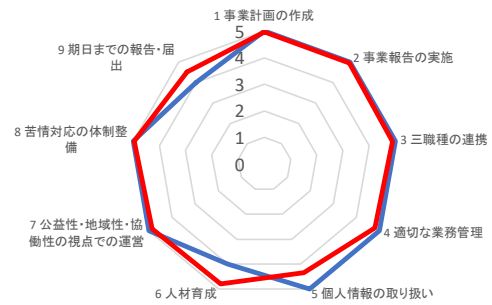
事業連携、その他基本項目



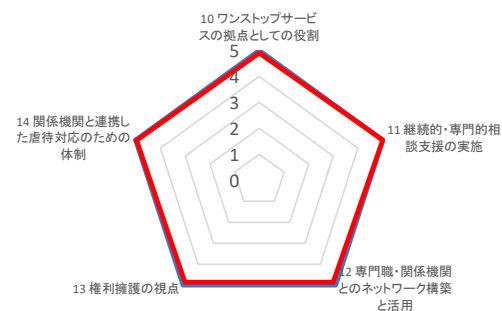
運営体制



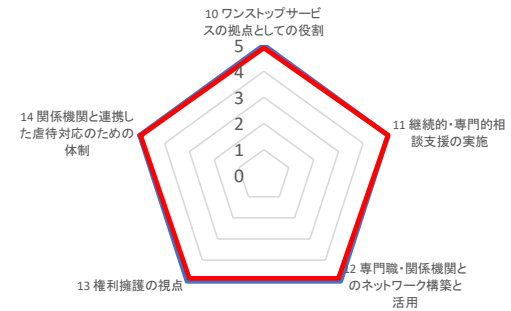
運営体制



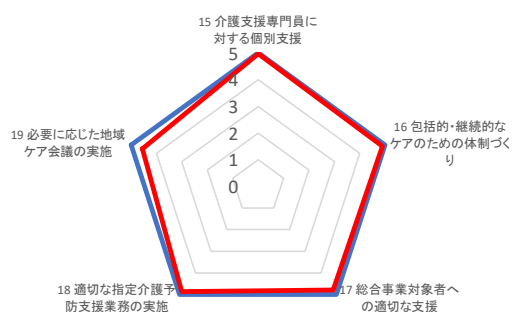
基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)



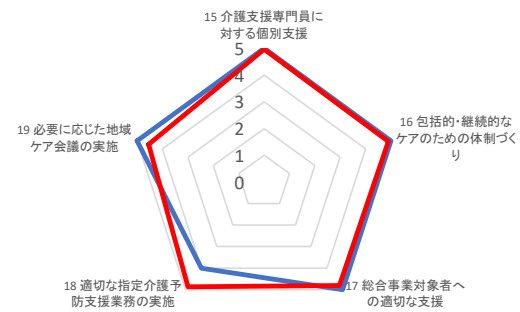
基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)



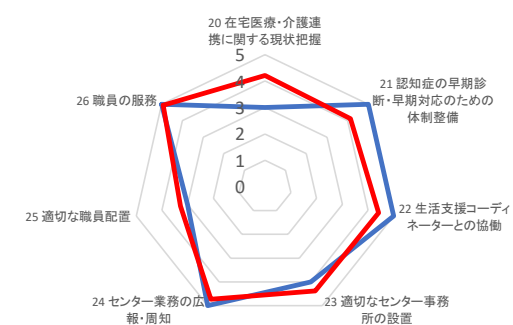
基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)



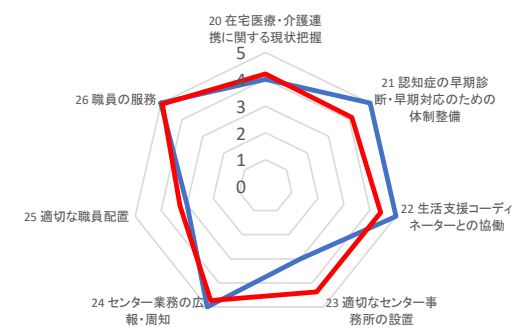
基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)



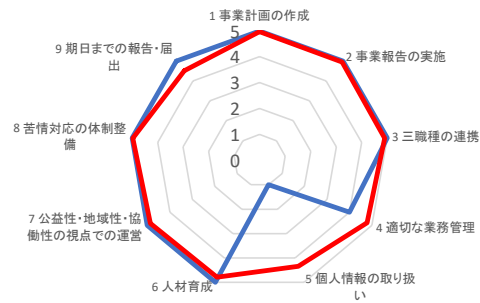
事業連携、その他基本項目



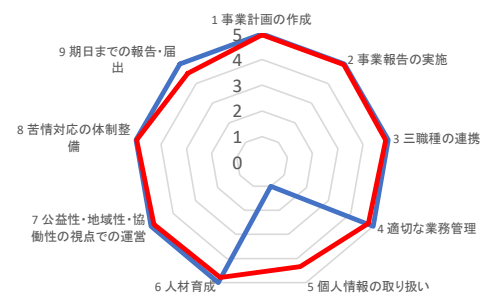
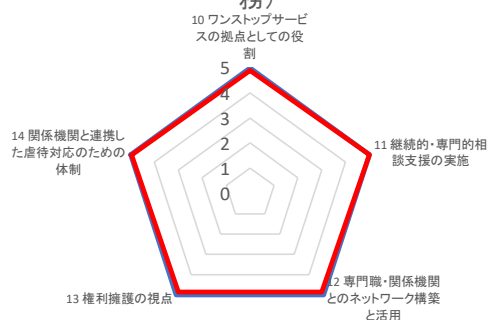
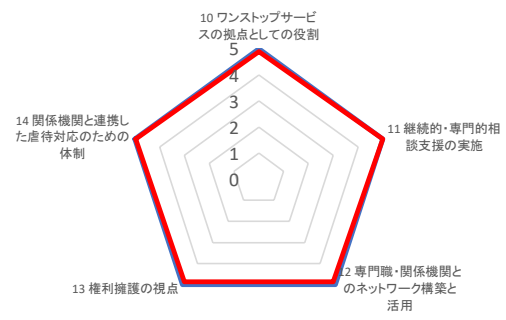
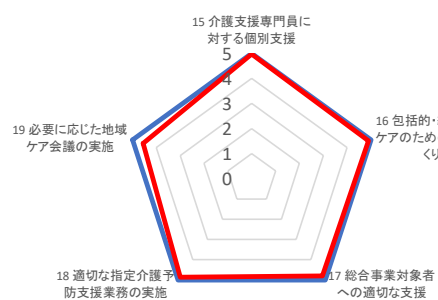
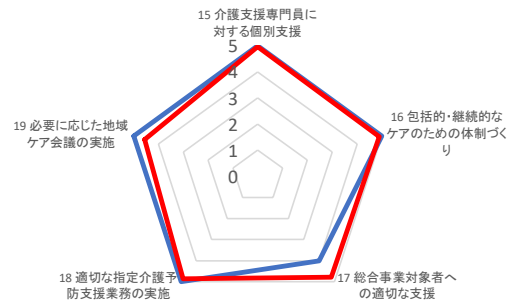
事業連携、その他基本項目



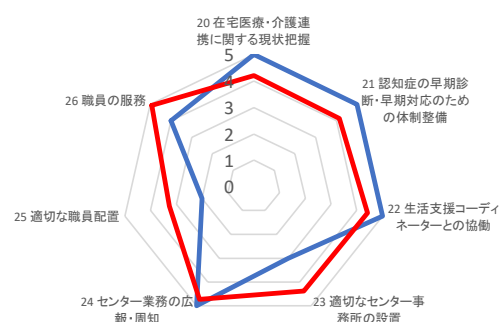
運営体制



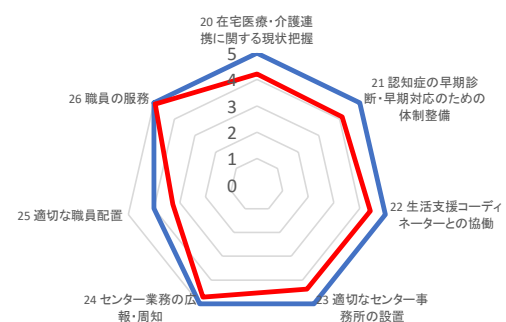
運営体制

基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、
介護予防ケアマネジメント業務)

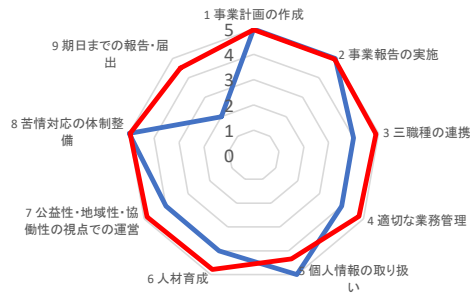
事業連携、その他基本項目



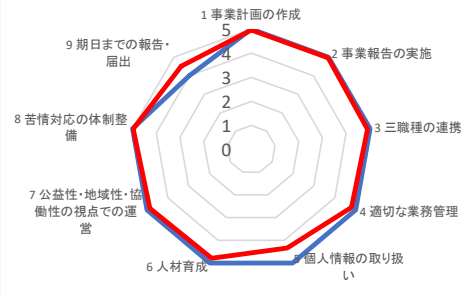
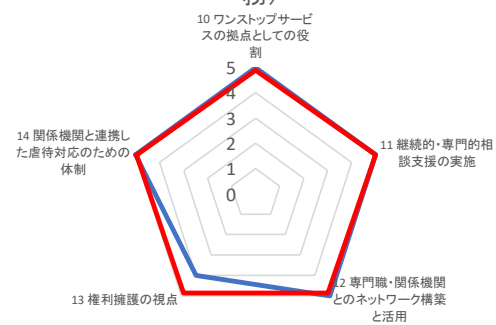
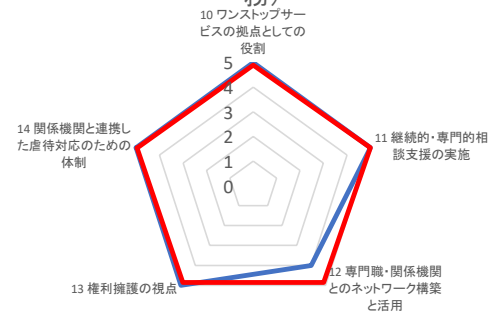
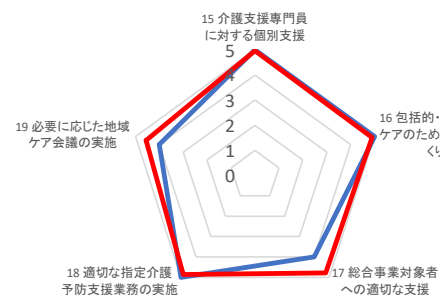
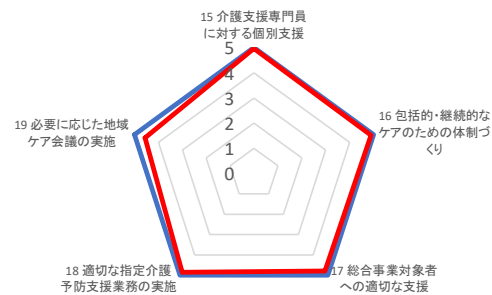
事業連携、その他基本項目



運営体制



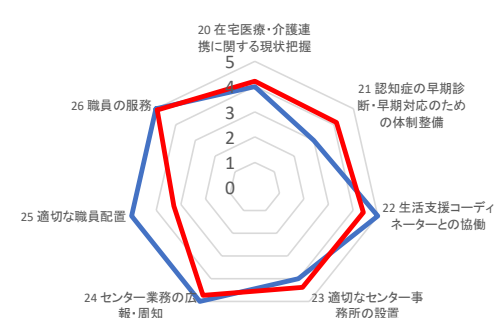
運営体制

基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(総合相談支援業務、権利擁護業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント業務)基本業務
(包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント業務)

事業連携、その他基本項目



事業連携、その他基本項目



令和6年度 地域包括支援センター運営体制等評価表

静岡市()区()地域包括支援センター

1 運営体制						
(1)地域包括支援センター業務推進体制						
①地域包括支援センターの「事業計画」が適切に作成されている。						
選択	着眼点	包括自己評価				
	下記の項目を含んだ内容で作成されているか。	5	4	3	2	1
	i 総合相談支援	【評価の根拠】				
	a ワンストップサービスの拠点としての役割を適切に実施している。					
	b 継続的・専門的相談支援を適切に行っている。					
	c 圏域の専門職や関係機関とのネットワーク構築とその活用を進める。					
	ii 権利擁護業務					
	a 権利擁護についての視点に基づいた支援と啓発を行っている。					
	b 虐待対応において、関係機関と連携し支援を行うための適切な体制が整っている。					
	iii 包括的・継続的ケアマネジメント業務					
	a 地域の介護支援専門員に対する個別支援を適切に行っている。					
	b 地域の包括的・継続的なケアを可能にするための体制が整っている。					
	iv 介護予防ケアマネジメント業務					
	a 事業対象者への支援を適切に実施している。					
《評価の基準》						
市が事業計画作成において指針を示した内容に沿って、事業計画が作成されている。						
「5」＝上記各項目内容を含んだうえで、昨年度の実績報告での課題が反映されている。						
「4」＝上記項目に加え、地域活動についての計画内容が含まれている。						
「3」＝i、ii、iii、ivの項目について、少なくとも1つ以上は含まれている。						
「2」＝4項目中、一部しか事業計画に反映されていない。						
「1」＝事業計画が作成されていない。						
②地域包括支援センターの「事業報告」が適切に行われている。						
	着眼点	包括自己評価				
	市が示した①の i ～ iv の4項目を含んだ内容で作成されているか。	5	4	3	2	1
	《評価の基準》	【評価の根拠】				
	「5」＝「4」に加え、達成状況をもとに次年度計画で実施すべき課題が報告されている。					
	「4」＝計画した活動および取り組みに対する達成状況が明記されている。					
	「3」＝市が事業計画作成において指針を示した内容に沿って、4項目すべて事業報告が作成されている。					
	「2」＝4項目中、一部しか事業報告が作成されていない。					
	「1」＝事業報告が作成されていない。					
③三職種の連携が適切に行われている。						
	着眼点	包括自己評価				
	担当者でないとわからない状況ではなく、全職員が共有できる状態となっている。	5	4	3	2	1
	《評価の基準》	【評価の根拠】				
	「5」＝業務での連携を図るための「4」以上の特別な取り組みをしている。（工夫点を【評価の根拠】に記載）					
	「4」＝業務での連携を図るための取り組みをしている。（会議・ミーティング等）					
	「3」＝相談記録等の書類が適切に保管され、情報の共有ができています。					
	「2」＝書類の保管場所は一緒だが、様式が不統一、書類が不足する等の不適切さがある。					
	「1」＝担当者だけで書類も内容も抱え込んでおり、他職員がわからない。					
④業務全体を把握し業務の偏りや負担集中がないよう適切に業務管理が行われている。						
	着眼点	包括自己評価				
	センター内、センターと地域、センターと行政など様々な角度からセンター業務の運営マネジメントを行い、業務全体の把握、及び業務分担を通じて職員の能力が発揮されるような組織体制になっている。	5	4	3	2	1
	《評価の基準》	【評価の根拠】				
	「5」＝法人を含む全体が組織として機能し、センター業務のマネジメントが行われている。					
	「4」＝「3」に加え、センター長不在時にも滞りなく機能している。					
	「3」＝センターの組織体制が機能している。					
	「2」＝センターの組織体制が明確になっている。					
	「1」＝センター長など運営マネジメントをする者がいるが、役割や連携は場当たり的に行っている。					
⑤個人情報の取り扱いを適切に行っている。						
選択	着眼点	包括自己評価				
	「地域包括支援センター運営マニュアル3訂」P85～95項参照。	5	4	3	2	1
	適切とは、以下の5項目に該当していることとする。	【評価の根拠】				
	i 守秘義務が守られている（介護保険法第115条の46第8項）。					
	ii 地域包括支援センターの所有する情報はセンター職員のみが知ることができるようになっている。（パスワードを持っている）					
	iii 個人ファイルを作成し、鍵のかかる書棚に保管し（事務室の施錠でも可）、書類やPC等事務機器が適切に管理・配置されている。					
	iv 個人情報提供の同意を書面ですべてしている。（包括のみの情報共有にとどまる場合、個人情報保護法上同意なく個人情報を提供できる場合を除く。）					
	v 個人情報漏洩の事故（ヒヤリハット事例を含む）はない。					
	* 個人情報の取扱いは、「静岡市地域包括支援センターにおける個人情報の取り扱いマニュアル」に準ずる。					
	《評価の基準》					
	「5」＝「4」に基づいた定期的（年1回以上）な研修会が行われている。（例：マニュアルを徹底するための取り組み。例えば定期的な研修等が行われている。）					
	「4」＝「3」に基づいて法人として個人情報保護に関するマニュアルを整備している。					
	「3」＝管理者は、常に職員が個人情報保護を意識し、静岡市のマニュアルを順守して業務に取り組むよう指導している。					
	「2」＝「地域包括支援センター運営マニュアル3訂」にある個人情報保護に関する事項（職員の守秘義務、個人ファイル保管庫の施錠、システム操作の限定、個人情報保護）に沿って適切に行っている。					
	「1」＝5項目のうち、実施が不十分な項目がある。					

令和6年度 地域包括支援センター運営体制等評価表

静岡市()区()地域包括支援センター

⑥職員の実践力を高めるため、人材育成を行っている。						
選択	着眼点	包括自己評価				
	i チーム(職場)による実践力向上の機会がある。	5	4	3	2	1
	ii 研修受講機会の付与にあたっては、経験年数等職員の能力に応じ、計画的に行っている。					
	iii 法人独自に地域包括支援センター職員向けの研修を主催又は派遣している(研修名を【評価の根拠】に記載)	【評価の根拠】				
	iv 市が開催又は派遣する研修に無料又は公費負担により参加している。					
	v パーシアウトや健康を害することが無いよう、職員のメンタルヘルスに配慮している。					
	《評価の基準》 「5」＝「4」に加え職員のメンタルケアに配慮する取り組みがある。 「4」＝「3」に加えそれ以外の研修への参加及び法人や事業所内部の研修がある。 「3」＝市、県、国、職能団体などの研修に参加している。 「2」＝各職員の研修の参加が1回もない者がいる。 「1」＝職場として研修の機会がない。					
⑦公益性(公正中立性)・地域性・協働性の視点で運営を行っている。						
選択	着眼点	包括自己評価				
	i 公正中立の立場で高齢者を支援し、法人への利益誘導を行っていない。	5	4	3	2	1
	ii 居宅介護支援事業所の紹介は、市が示す紹介手順に則り実施している。					
	iii 地域に対して「市の代替機能」であることを、周知している。	【評価の根拠】				
	iv 地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行っている。					
	v 職員がそれぞれの専門に係る業務のみを担当する「縦割り」業務ではなく、チームとして対応している。(チームアプローチ)					
	《評価の基準》 「5」＝5項目の該当に加えて工夫しているところがある。(工夫点を【評価の根拠】に記載) 「4」＝5項目の該当。 「3」＝4項目の該当。 「2」＝3項目の該当。 「1」＝2項目以下の該当。					
⑧苦情に適切に対応するための体制を整備している。						
	着眼点	包括自己評価				
	実施した事業に関して、利用者及びその家族等から苦情を受けた場合、迅速に事実関係の調査を実施し、利用者又はその家族に対して説明し、改善が必要な場合には改善措置を行い、記録・報告をしている。	5	4	3	2	1
	《評価の基準》 「5」＝改善に向けた取り組みがされている。 「4」＝センターで共有した今後の対応・改善策を、市へ報告している。 「3」＝センター内で内容・対応を共有し、記録している。 「2」＝担当した職員のみに対応にとどまっている。 「1」＝適切な対応がされていない。	【評価の根拠】				
⑨必要な報告・届出を期日までにやっている。						
選択	着眼点	包括自己評価				
	i 地域包括支援センター活動報告書、総合相談活動報告書及び事業所紹介について等月報や、地域ケア会議等の報告書を、翌月20日までに提出している。	5	4	3	2	1
	ii 地域ケア会議や勉強会等の実施報告書については、終了後速やかに提出している。					
	iii 職員の変更等事業所の変更がある場合、所定の期日までに変更届を提出している。(急な場合、事前に連絡している)	【評価の根拠】				
	iv 介護予防支援業務を居宅介護支援事業所に委託しようとするとき、「指定介護予防支援の一部委託変更届書」を提出している。					
	《評価の基準》 「5」＝報告にとどまらず、センター内で分析・課題検討されている。 「4」＝法人への報告がされている。 「3」＝期日までに提出がされている。 「2」＝必要な報告・届出が、期日までに提出されていないことが多い。 「1」＝必要な報告・届出がされていない。					
2 総合相談支援業務						
(2) 総合相談支援業務体制						
⑩ワンストップサービスの拠点としての役割を適切に実施している。						
選択	着眼点	包括自己評価				
	相談がつながりやすくなるための、資源への周知、実態把握、情報収集の視点があるか。	5	4	3	2	1
	i 地域の社会資源(関係機関・団体)に相談窓口としての機能を周知する。	【評価の根拠】				
	ii 支援を必要とする高齢者を把握するために情報収集をする。					
	iii 支援を必要とする高齢者を見出すため個別訪問(アウトリーチ)を実施する。					
	《評価の基準》 「5」＝「4」に加え、個別訪問(アウトリーチ)を活用し実態把握を行っている。 「4」＝「3」に加え、サロンや民生委員等から個別情報の収集ができている。 「3」＝圏域内のフォーマル、インフォーマルな社会資源に相談窓口の周知が継続してできている。 「2」＝相談窓口の周知が数回のみで継続できていない。または、フォーマルな社会資源にしか周知できていない。 「1」＝相談窓口の周知がほとんどできていない。					

令和6年度 地域包括支援センター運営体制等評価表

静岡市()区()地域包括支援センター

⑪継続的・専門的相談支援を適切に行っている。						
	着眼点	包括自己評価				
	相談者の状況把握を行い、個々の支援方針・支援内容を検討し適切なサービスや制度につないでおり、そのことについて記録してあることが必須。	5	4	3	2	1
	＜評価の基準＞ 「5」＝「4」に加え、他機関につないだ後、必要に応じてフォローが実施されている。 （権利擁護以外の一般ケース） 「4」＝相談者の状況把握を行い、個々の支援方針・支援内容を検討し適切なサービスや制度につないでおり、記録してある。 「3」＝支援内容・課題・判断すべての記録がされている。 「2」＝支援内容はあっても、把握した情報からの課題、判断の記録がない。 「1」＝支援内容、課題、判断のすべてに記録が不足している。	【評価の根拠】				

(3) 地域での地域包括支援ネットワーク構築

⑫圏域の専門職や関係機関とのネットワーク構築とその活用を進めている。						
選択	着眼点	包括自己評価				
	市町や地域の医療・介護・福祉関係機関、地域のインフォーマルサービスなど様々な社会資源が有機的に連携しあうような「地域包括支援ネットワーク」を構築するための関係づくりと継続性の維持に取り組んでいるか。	5	4	3	2	1
	i 地域に対して地域包括支援センターの理解が深まるよう働きかける。	【評価の根拠】				
	ii 地域の社会資源を把握し、地域の活動団体と連携する。					
	iii 地域の課題を把握し、関係機関とのネットワークを構築する。					
	iv 必要に応じて適宜地域ケア会議を開催し、連携を深めている。					
	＜評価の基準＞ 「5」＝「4」に加え、地域の課題に対し、必要な資源で支援ネットワーク（チーム）が形成できる。 「4」＝「3」に加え、保健・福祉・医療間のネットワークが構築できている。 「3」＝フォーマル・インフォーマルの資源とのネットワークが構築できている。（地域包括支援ネットワーク） 「2」＝フォーマル・インフォーマルの資源とのネットワーク構築が不十分である。（フォーマルばかりで偏りがある等） 「1」＝地域包括支援ネットワークが構築できていない。					

3 権利擁護業務

(4) 権利擁護業務体制

⑬権利擁護の視点に基づいた支援と啓発を行っている。						
	着眼点	包括自己評価				
	成年後見や日常生活自立支援事業の活用、虐待への対応、消費者被害防止等について、権利擁護の視点に基づく支援と啓発を適切に行っている。	5	4	3	2	1
	＜評価の基準＞ 「5」＝「4」に加え、権利擁護に関する個別支援のためのネットワークが構築されている。 「4」＝「3」に加え、権利擁護に関する働きかけを個別に行っている。 「3」＝権利擁護に関する周知を他機関と連携して実施したことがある。 「2」＝権利擁護に関すること（高齢者虐待防止、成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用、消費者被害防止等）について、既存のリーフレットやマニュアルを使用し地域での啓発を実施している。 「1」＝権利擁護に関する業務を実施したことがない。	【評価の根拠】				

⑭高齢者虐待対応において、関係機関と連携し支援を行うための適切な体制が整っている。

選択	着眼点	包括自己評価				
	次の2点について体制がある	5	4	3	2	1
	i 公的責任を背景とした活動が多いため、市町担当部署との連携を密にする。	【評価の根拠】				
	ii 職員間で協力して支援を実施している。					
	＜評価の基準＞ 「5」＝コアメンバー会議で、必要な情報提供や意見を伝えることができ、役割分担を遂行することができる。 「4」＝高齢者虐待が疑われる場合には、包括内で共有し、区へ連絡している。 「3」＝職員間の協力体制があり、休日・夜間の緊急対応のための24時間連絡体制がある。 「2」＝ i または ii のいずれかが不十分である。 「1」＝ i、ii ともに不十分である。					

令和6年度 地域包括支援センター運営体制等評価表

静岡県()区()地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント						
(5)介護支援専門員個別支援・相談業務						
⑮地域の介護支援専門員に対する個別支援を適切に行っている。						
選択	着眼点	包括自己評価				
	i 支援困難事例を抱える介護支援専門員への相談対応を実施している。 支援困難事例についての相談に対して地域包括支援センター職員が協力して助言し、記録している。 また必要な他機関へのつなぎを支援し、記録してある。	5	4	3	2	1
	ii 個別事例のサービス担当者会議への出席、助言を行っている。 介護支援専門員が実施するサービス担当者会議に出席し、介護支援専門員が高齢者の個々状態に対応したプラン作成ができるような助言とチームケア実施への助言を行う。また、会議参加者についての助言を行う。(記録をしてあること)	【評価の根拠】				
	iii ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導を行っている。 個々の相談、事例検討会の開催、再委託の予防ケアプラン点検等を通じて、ケアマネジメントの助言、自立支援プラン作成への助言を実施し記録してある。					
	iv 介護支援専門員同士のネットワーク構築に対する支援を実施している。 地域包括支援センターが介護支援専門員のすべての相談を受けとめるのではなく、圏域の介護支援専門員同士のつながり、悩みを話し合い、協力して業務を進めていけるための場や機会づくりを行う。または、つながるきっかけづくりを行っている。					
	v 介護支援専門員への情報提供を行っている。 地域の社会資源や他での事例等の情報提供を実施。 (例:市や国の制度や改正にかかわる情報、介護保険サービス事業者状況、介護保険外事業者状況、地域の自主活動、研修情報、医療情報、地域行事等の地域情報等)					
	vi 介護支援専門員へ地域ケア会議の積極的な活用を勧めている。					
	「地域包括支援センター運営マニュアル3訂」P207～228項参照。 《評価の基準》 「5」＝5項目以上の該当 「4」＝4項目の該当 「3」＝3項目の該当 「2」＝2項目の該当 「1」＝1項目以下の該当					
(6)包括的・継続的ケアマネジメント体制構築業務						
⑯地域の包括的・継続的なケアを可能にするための体制づくりを適切に行っている。						
選択	着眼点	包括自己評価				
	i 介護支援専門員の支援のために地域ケア会議が開催されている。 介護支援専門員と関係機関との連携・協働できる環境を整え、連携・協働体制を構築する。	5	4	3	2	1
	ii 介護支援専門員が、関係機関との連携を取りやすくするための取組を行っている。 フォーマル・インフォーマルな関係機関と介護支援専門員との連携を支援する場、環境、方法等の設定。 (医療の例:地域の医師会への介護支援専門員の役割説明、主治医に連絡しやすい方法・時間帯の調査と介護支援専門員への情報提供、主治医連絡時の様式作成、医師会との意見交換会開催、主治医との連絡や病院ワーカーとの連携、入退院時ケース検討実施支援等) (民生委員の例:民生委員と介護支援専門員との連携ができるための関係づくりのために、顔合わせの場の設定や相互の役割を周知する等)	【評価の根拠】				
	iii 地域にあるインフォーマルサービスの情報管理している。 地域によって異なるインフォーマルサービスの情報をファイリングしており、介護支援専門員への情報提供と自らのケアマネジメントに活用できる。					
	「地域包括支援センター運営マニュアル3訂」P207～228項参照。 《評価の基準》 「5」＝3項目の該当。(工夫をしているところがあれば【評価の根拠】に記載) 「4」＝2項目の該当だが工夫をしているところがある。(工夫点を【評価の根拠】に記載) 「3」＝2項目の該当。 「2」＝1項目の該当。 「1」＝1項目も該当しない。					
5 介護予防ケアマネジメント業務						
(7)介護予防ケアマネジメント業務						
⑰総合事業対象者に対して適切な支援を行っている。						
選択	着眼点	包括自己評価				
	i 高齢者の希望により基本チェックリストを実施している。	5	4	3	2	1
	ii 事業対象者の支援を行っている。 事業対象者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、自主的に取り組みを行えるように支援している。	【評価の根拠】				
	介護予防として次の2項目について実施できている。 《評価の基準》 「5」＝2項目の該当でかつ工夫しているところがある(工夫点を【評価の根拠】に記載)。 「4」＝2項目の該当。 「3」＝1項目の該当だが工夫をしているところがある(工夫点を【評価の根拠】に記載)。 「2」＝1項目の該当。 「1」＝1項目も該当しない。					

令和6年度 地域包括支援センター運営体制等評価表

静岡市()区()地域包括支援センター

6 指定介護予防支援業務について						
(8)指定介護予防支援業務						
⑮指定介護予防支援業務を適切に行っている。						
選択	着眼点	包括自己評価				
	i 三職種が行うケアプランの数が100件を超えていない。	5	4	3	2	1
	ii 委託事業所の範囲は、原則として圏域内の居宅介護支援事業所又は今まで担当していた居宅介護支援事業所としている。					
	iii 委託する場合は、委託先の介護支援専門員が、要支援者の意向を的確に把握しているか、介護保険法等その他関係法令に則って業務を実施できているか等常に注意している。	【評価の根拠】				
	iv 介護予防サービスを利用する場合、特定の介護予防サービス事業所を勧める行為をしていない。					
	《評価の基準》 「5」＝4項目の該当。 「4」＝3項目の該当。 「3」＝2項目の該当。 「2」＝1項目の該当。 「1」＝1項目も該当しない。					

7 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築						
(9)多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築						
⑯地域ケア会議を必要に応じて開催している。						
選択	着眼点	包括自己評価				
	i 地域ケア会議が有効と考えられる事例を選定している。	5	4	3	2	1
	ii 支援を検討する本人や家族が主体であるという意識で開催されている。					
	iii 会議の目的に応じ出席者を調整している。	【評価の根拠】				
	iv 会議の目的を明確にし、参加者全員が共通認識できるように事前準備している。					
	v 会議終了時、検討内容や役割分担を再確認している。					
	《評価の基準》 「5」＝「4」に加えて発見した地域課題の分析等、課題解決に向けた具体的な取組をしている。(取組を【評価の根拠】に記載) 「4」＝「3」に加えてモニタリング・フィードバックがされている。 「3」＝地域ケア会議の開催に際しては、i ～ v が全てできている。 「2」＝ i ～ v を意識して開催している。 「1」＝地域ケア会議を開催している。					

8 事業連携						
(10)在宅医療・介護連携業務						
⑳地域の在宅医療・介護連携に関する現状把握を行っている。						
	着眼点	包括自己評価				
	地域の医療・介護の資源量や人口動態等の情報を把握するとともに、会議、研修等を通じ医療・介護関係者や住民が感じている在宅医療や介護に対する課題の把握を行っている。	5	4	3	2	1
	《評価の基準》 「5」＝「4」の状況に加え、視覚的に経時的な変化、地域間比較等の解釈ができるように整理されている。 「4」＝現状把握ができており、情報等の共有も図れている。 「3」＝現状の把握はできているが、情報等の共有は図れていない。 「2」＝地域の医療・介護の資源量や人口動態の把握はできている。 「1」＝課題を把握していない。	【評価の根拠】				

令和6年度 地域包括支援センター運営体制等評価表

静岡県()区()地域包括支援センター

(11) 認知症高齢者支援業務

㊦早期診断・早期対応のための体制整備を行っている。

選択	着眼点	包括自己評価				
	早期診断・早期対応のための体制整備について次の項目について実施できている。	5	4	3	2	1
	i 認知症への社会への理解を深める取り組みを実施している。 誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な病気であることを、普及・啓発等を含めた取り組みを行っている。	【評価の根拠】				
	ii 認知症サポーター等の養成と活動の支援を実施している。 認知症サポーターを量的に養成するだけでなく、あくまでもできる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、養成されたサポーターがキャラバンメイトと一緒に認知症高齢者等にやさしい地域づくりを加速するために様々な場面で活躍してもらえるような体制を整えている。					
	iii 認知症高齢者の介護者、家族に対する支援を実施している。 認知症地域支援推進員を中心として、定期的に認知症に特化した相談窓口の開設等（認知症カフェ等）、地域全体で本人・家族を支援していく体制づくりを行っている。 また、グループホーム等地域密着型サービスと連携し、認知症支援専門職等が活動できる体制を整えている。					
	iv 認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応に向けた支援を実施する体制が整備されている。 認知症専門医の指導の下、複数の専門職が認知症が疑われる人又は認知症の人やその家族を訪問し、観察・評価を行った上で家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療につなげ、自立生活のサポートを行っている。					
	v 認知症による行方不明者が発生した場合の模擬練習や認知症の方への声掛けの手法等、認知症の方を地域で見守るために必要な知識や技術を身に着けるためのプログラムを住民主体で実施するよう支援している。					
	《評価の基準》 「5」＝5項目の該当。（その他、工夫しているところがあれば【評価の根拠】に記載） 「4」＝4項目の該当。 「3」＝3項目の該当。 「2」＝2項目の該当。 「1」＝1項目の該当。					

(12) 生活支援体制整備業務

㊦高齢者の社会参加と地域の支え合い体制づくりに向け、生活支援コーディネーターと協働している。

	着眼点	包括自己評価				
	総合相談等により把握された高齢者の社会参加に関するニーズを協議体（地域づくり会議）や地域ケア会議等において情報共有、提供するなどし、多様な生活支援サービスの提供体制の整備に向け協働を図っている。	5	4	3	2	1
	《評価の基準》 「5」＝「4」の状況に加え、地域の生活支援サービス提供体制の整備に向け具体的に話し合い、協働を図っている。 「4」＝「3」の状況に加え、地域課題の抽出やその解決に向けて共に検討している。 「3」＝定期的に情報の共有を図っている。 「2」＝頻度としては少ないが、情報共有は図っている。 「1」＝全く協働していない。	【評価の根拠】				

9 その他基本項目

(13) 事務所の設置場所等

㊦地域包括支援センターの事務所として適切なものを設置している。

選択	着眼点	包括自己評価				
	事務所の設置に関して次の4項目について実施できている。	5	4	3	2	1
	i 訪れやすい場所に設置されている。 圏域のすべての住民に分かりやすく、訪れやすい場所（地理的・心理的）に事務所がある。	【評価の根拠】				
	ii 看板の設置 公道から見える場所に分かりやすい看板が設置されている。					
	iii エレベーターや手すり等、高齢者や体の不自由な方にも配慮した環境になっている。					
	iv 独立した事務所となっている。 法人施設内に設置されている場合、包括専用の出入口がある。					
	《評価の基準》 「5」＝4項目の該当。 「4」＝3項目の該当。 「3」＝2項目の該当。 「2」＝1項目の該当。 「1」＝1項目も該当しない。					

令和6年度 地域包括支援センター運営体制等評価表

静岡県()区()地域包括支援センター

(14) 地域包括支援センターの広報、周知活動						
㊸地域包括支援センターの業務について、積極的に広報、周知している。						
選択	着眼点	包括自己評価				
	地域包括支援センターの広報、周知活動として次の3項目について実施できている。	5	4	3	2	1
	i 地域包括支援センターの紹介、説明が適正にされている。 センターで使用する封筒・自動車(表示をしている場合)・名札・ユニフォーム等が地域包括支援センター名の表示になっている。	【評価の根拠】				
	ii ウェブページの表記が適切である。 地域包括支援センターの紹介、説明するページがあり、かつ市の委託事業であることの明記やウェブサイト内でセンターのページが法人の業務と切り離されているなど、センターが公正・中立のものであることが分かりやすくなっている。					
	iii 具体的な広報、周知活動がされている。 チラシの作成、配布のほか地域に応じて、各組織・団体や高齢者個人宅への訪問説明など具体的な活動を行っている。					
	《評価の基準》 「5」＝3項目の該当。(工夫をしているところがあれば【評価の根拠】に記載) 「4」＝2項目の該当だが工夫をしているところがある。(工夫点を【評価の根拠】に記載) 「3」＝2項目の該当。 「2」＝1項目の該当。 「1」＝1項目も該当しない。					
10 地域包括支援センター職員						
(15) 地域包括支援センターの職員配置						
㊸地域包括支援センターの職員配置が適切に行われている。						
選択	着眼点	包括自己評価				
	センター職員の配置に関して次の3項目について実施できている。	5	4		2	1
	i 配置すべき人員数を満たしている。 委託契約書別紙1の仕様書に規定する数の職員を常に配置している。欠員が生じた場合、または生ずることが判明した場合は 速やかに対応し、1月以上の欠員期間が生じない。	【評価の根拠】				
	ii 配置職員の配属がされている。 三職種の定数が、3人を超えるセンターにあつては、三職種がバランスの良い数で配置されている。退職等で欠員が生ずる場合は、他部署からの異動などでベテラン職員の配置を心がけている。 法人の人事異動の中で、センター職員については適性を考慮し、センターへの継続した配属、または、複数のセンターを受託している場合はセンター間の異動を行っている。					
	iii 三職種以外の職員の配置がある。 担当圏域の要支援者数やセンターの規模に応じ、適切な数の指定介護予防支援業務に従事する介護予防支援専門員や事務職員を配置している。					
	《評価の基準》 「5」＝3項目の該当。(工夫をしているところがあれば【評価の根拠】に記載) 「4」＝2項目の該当だが工夫をしているところがある。(工夫点を【評価の根拠】に記載) 「3」＝2項目の該当。 「2」＝1項目の該当。 「1」＝1項目も該当しない。					
(16) 地域包括支援センター職員の服務						
㊸地域包括支援センター職員の服務について						
選択	着眼点	包括自己評価				
	地域包括支援センターの職員の待遇として次の4項目について実施できている。	5	4	3	2	1
	i センター職員の有給休暇取得や、福利厚生事業の利用が適切にできる。	【評価の根拠】				
	ii 職場の雰囲気づくりができている。 職員同士の意思疎通が明快であり、全職員の情報共有化ができている。言いたいことが言える等、職場の雰囲気づくりができている。					
	iii 市民からセンター職員ということが外見で判断できる。 地域包括支援センター名の名札、身分証を他人から見える位置に着けている。 法人職員に制服がある場合、それとは異なる地域包括支援センター用の服装で業務に従事している。					
	iv 法人の業務と切り離されている。 地域包括支援センターの職員は、原則センターの業務のみを職務とし、日常的に他の法人業務に従事していない。					
	《評価の基準》 「5」＝4項目の該当。(工夫をしているところがあれば【評価の根拠】に記載) 「4」＝3項目の該当。 「3」＝2項目の該当。 「2」＝1項目の該当。 「1」＝1項目も該当しない。					

令和6年度 基幹的業務の実施について

1 地域包括支援センター連絡会（まるけあ連絡会）の実施

目 的：地域包括支援センター（以下センターとする）と地域包括ケア・誰もが活躍推進本部及び関係機関、センター間の連携により、センター業務における課題解決を図り、円滑な業務遂行を支援する。

開催概要：毎月1回開催（センターの代表職員1名が参加）
センターへの情報提供・事業説明、センター間の情報交換・共有等

実施月	内 容	関係機関等
4月	地域支え合い推進係、認知症施策推進係、在宅医療・介護連携推進係の事業紹介	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
	介護予防・生活支援サービス事業、訪問型・通所型短期予防サービスCについて	
	地域包括支援センター周知リーフレットの作成・配布について	
	健康づくり推進課からの連絡事項 【オーラルフレイル予防リーフレットについて】	健康づくり推進課
5月	子ども若者相談センターからの連絡事項 【ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業等について】	子ども若者相談センター
	地域リハビリテーション推進センターからの連絡事項 【しぞ〜かでん伝体操の周知】	地域リハビリテーション推進センター
	在宅医療・介護連携推進係からの連絡事項 【かかりつけ医の総合評価による介護予防事業について】	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
	シズケアかけはしの利用について（使い方等の説明）	
6月	静岡市社会福祉協議会からの連絡事項 【重層的支援体制整備事業について】	静岡市社会福祉協議会
	企画係からの連絡事項 【成果に連動した新たな契約で共創する魅力的な介護予防の取組について】	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
	認知症施策推進係からの連絡事項 【認知症初期集中支援チーム等について】	
	第1回地域包括支援センター運営協議会の報告	
	地域包括支援センター業務説明（Q&A）	

7 月	高齢者福祉課からの連絡事項 【難聴高齢者の早期発見・早期支援の実施について】	高齢者福祉課
	静岡圏域地域リハビリテーション広域支援センターからの連絡事項【静岡県地域リハビリテーション強化推進事業について】	静岡圏域地域 リハビリテーション 広域支援センター
	自立支援プラン型地域ケア個別会議について 【会議の進め方について】	地域包括ケア・ 誰もが活躍推進本部
8 月	地域リハビリテーション推進センターからの連絡事項 【自宅で体操!! オンラインレッスンについて】	地域リハビリテーショ ン推進センター
	地域ケア会議について 【令和5年度地域ケア会議の集計結果の報告等】	地域包括ケア・ 誰もが活躍推進本部
	グループワーク 【生活支援コーディネーターとの連携について】	
	個人情報の取扱いについて	
9 月	グループワーク 【個別ケースへの支援過程について】	地域包括ケア・ 誰もが活躍推進本部
	地域包括支援センターの設置運営の一部改正について	
	地域リハビリテーション推進センターからの連絡事項 【介護予防体操講座及び元気度測定会について】	地域リハビリテーショ ン推進センター
10 月	認知症施策推進係からの連絡事項 【認知症初期集中支援チーム活動のための研修等のお知らせ】	地域包括ケア・ 誰もが活躍推進本部
	第1回高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の報告	
	総合相談に関する振り返りとグループワーク	
11 月	健康づくり推進課からの連絡事項 【高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業について】	健康づくり推進課
	明治安田生命からの連絡事項【協働取組について】	明治安田生命
	高齢者虐待対応事例検証ケア会議の報告	地域包括ケア・ 誰もが活躍推進本部
	グループワーク 【包括的ケアマネジメントにおける社会資源の活用について】	
12 月	こころの健康センターからの連絡事項 【静岡市認知療法研修会の開催について】	こころの健康センター
	健康づくり推進課からの連絡事項 【オーラルフレイルについて】 【介護予防・日常生活支援総合事業通所型短期予防サービスC（口腔）について】	健康づくり推進課

	企画係からの連絡事項 【介護予防プログラム（しずおかちゃちゃちゃ）について】	地域包括ケア・ 誰もが活躍推進本部
	生活安全安心課による消費トラブルに関するミニ講座 （当本部から依頼）	生活安全安心課
1 月	各協議会等の進捗状況の報告	各協議会等委員
2 月	静岡労働局による介護離職防止についての講話 （当本部から依頼）	静岡労働局 雇用環境・均等室
	養護者による高齢者虐待防止啓発の取組成果の発表 （しずおか中部連携中枢都市圏地域課題解決事業）	静岡福祉大学 社会福祉学部
	オンラインモニタリングについて	地域包括ケア・ 誰もが活躍推進本部
3 月 （予定）	第2回高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の報告	地域包括ケア・ 誰もが活躍推進本部
	第3回地域包括支援センター運営協議会の報告	
	養護者による高齢者虐待防止・対応マニュアルの改訂について	

2 地域包括支援センター事業に係るヒアリング

（1）令和6年度事業計画について

令和6年4月22日（月）～5月10日（金） 全29センターへ訪問にて聞き取り

（2）令和6年度事業評価について

令和7年1月20日（月）～2月4日（火） 全29センターへ訪問にて聞き取り

3 地域包括支援センター職員研修等の実施（基幹的業務主催の研修のみ掲載）

時期	研修名	参加者
5月13日 ・20日	新規配属職員研修 静岡県社会福祉士会委託 内容：センターの意義・役割、その業務、他の専門職種との連携等、 必要な知識の習得及び技能の向上資する講義及び演習	地域包括支援センター職員 各区高齢介護課の新職員等 13日：26名 20日：26名
5月28日	高齢者虐待対応支援（権利擁護事業）に関する 研修会 講師：ふるい後見事務所 認定社会福祉士 古井慶治 氏 内容：高齢者虐待対応支援に関する講義及び演習	地域包括支援センター職員 各区高齢介護課の新職員等 28名

7月17日	地域包括ケア研修 講師：地域包括支援センター職員 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部職員 内容：地域包括ケアシステムにおける地域ケア会議（自立支援プラン型地域ケア個別会議）の具体的な進め方	地域包括支援センター職員 各区高齢介護課職員 38名
10月25日 11月6日 11月14日の いずれか1日	地域包括支援センター職員課題別研修課題 A 一般財団法人長寿社会開発センター主催 研修参加費用について地域包括ケア・誰もが活躍推進本部が負担 ZOOMによるオンライン研修 内容：3職種が知っておきたい高齢者虐待防止・予防のスキル ～当事者の力を引き出す安全プログラム～	地域包括支援センター職員 各区高齢介護課の新職員等 19名
11月27日	地域包括ケア研修 講師：一般社団法人 コミュニティーネットハピネス 代表理事 土屋幸己 氏 内容：「総合相談支援業務」と「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」について	地域包括支援センター職員 各区高齢介護課職員 33名
12月4日 12月19日 1月16日の いずれか1日	地域包括支援センター職員課題別研修課題 B 一般財団法人長寿社会開発センター主催 研修参加費用について地域包括ケア・誰もが活躍推進本部が負担 ZOOMによるオンライン研修 内容：実践プロセスで学ぶ介護予防ケアマネジメントのあるべき姿	地域包括支援センター職員 5名
12月2日	介護予防支援従事者研修会 講師：地域包括支援センター職員 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部職員 内容：意欲を引き出す介護予防ケアプラン作成のための面接技術を学ぶ	地域包括支援センター職員 居宅介護支援事業所の介護支援 専門員 55名

4 地域包括支援センター職員への OJT の実施

目 的：地域包括支援センター職員が、研修会や勉強会で習得することが難しい実践力を身に付ける

日 時：令和6年 11 月 11 日（月）・13 日（水）・15（金）・18（月）・22（金）
（午前8時30分から午後5時15分まで）

対 象 者：地域包括支援センターに勤務して1年未満の職員2名

実施内容：（1）OJT 計画検討（指導体制、スケジュール、実施方法、目標）
 （2）オリエンテーション（基本事項と今後の OJT の進め方の説明）
 （3）面談・目標設定（意向の確認と目標の設定）
 （4）実地研修（日程調整、訪問）

(5) 面談・評価（振り返り、課題の解決、不安の解消、新たな目標設定）

5 地域包括支援センターの周知

(1) パンフレットの作成・配布

目 的：①地域包括支援センターの役割、連絡先等の周知

②静岡市健康長寿のまち専用ウェブサイト「まるけあ」及び地域包括支援センターの愛称「まるけあ」の周知

③関係機関とのネットワーク形成への活用

使用例：・地域包括ケア・誰もが活躍推進本部や庁内関係各課が開催する講演会等の関連イベントにて配布。

・各地域包括支援センターからの依頼に応じ随時配布。各地域包括支援センターでは、センター内での配架や個別訪問時の配布のほか、近隣の商業施設、金融機関、民生委員、診療所、薬局、集会所等へ配架依頼、S型デイサービス等の地域の集まりに参加しての配布等、地域包括支援センターの周知のため活用。

(2) 静岡市広報への地域包括支援センターの特集記事の掲載（5月号）

(3) 令和5年度に静岡大学グローバル共創科学部と連携し、作成した地域包括支援センターのチラシの配架

(4) 令和5年度に作成した、働く高齢者向けの地域包括支援センターチラシの配架

(5) 市ホームページ及び健康長寿のまち専用ウェブサイト「まるけあ」への掲載

(6) FM-Hi! 及びエフエムしみず（ラジオ番組）にてまるけあの周知

(7) 権利擁護関係

・介護と暮らしの講演会「みんなで支える介護」

日 程：11月29日

会 場：静岡市地域福祉共生センター「みなくる」

講 師：一般社団法人 まんまる 代表理事 松浦まり子 氏

内 容：抱え込まない介護。相談先として、まるけあの紹介。

参加者：市民30名

6 地域ケア会議開催支援

(1) 地域ケア会議への出席

・自立支援プラン型地域ケア個別会議

9センター

・圏域地域ケア会議

8センター

自立支援プラン型地域ケア個別会議及び圏域地域ケア会議に出席し、開催状況や会議の内容の確認、助言等を実施。

(2) 研修等の実施（再掲）

- ・ 自立支援プラン型地域ケア個別会議の役割や目的の説明及び会議の進め方についてのロールプレイ（第4回まるけあ連絡会）
- ・ 地域ケア会議の変遷や効果、地域ケア個別会議・圏域ケア会議・地域ケア推進会議の連動についての説明（第5回まるけあ連絡会）
- ・ 地域包括ケアシステムにおける地域ケア会議（自立支援プラン型地域ケア個別会議）の具体的な進め方の説明及びロールプレイ（地域包括ケア研修）

7 その他

(1) 相談対応（令和6年4月～令和7年2月末までの実績）

- ・ 個別事例に関する相談及び業務に関する問合せへの対応 26 件/月

(2) 地域包括支援センター職員配置についての対応

- ・ 配置職員の退職や異動により、配置人工が減少した受託法人との面談を実施

(3) 地域包括支援センター運営部会への出席 9回/年

(4) 災害対応

- ・ 5月28日大雨において、センターに必要な対応をするよう連絡。被害があった場合は報告するよう依頼。
- ・ 8月台風10号において、センターに必要な対応をするよう連絡。被災状況報告書による報告を受け付けた。

8 令和7年度以降の地域包括支援センター運営業務

(1) 委託契約について

- ・ 地域包括支援センターの委託契約について、現契約は令和7年度末までの長期継続契約となっている。
- ・ 令和8年度からの委託契約に向けて、委託料や契約内容等、他市の状況を確認しながら見直しを行う予定。

(2) 令和8年度以降の受託法人の選定について

- ・ 令和7年度（令和8年2月予定）に公募型プロポーザルを実施する予定である。公募の条件等に関しては地域包括支援センターあり方検討会（小委員会）にて検討していく予定。

令和6年度 地域包括支援センター運営部会報告（葵区）

1 開催日程

	開催年月日	出席委員数	開催場所
第1回	令和6年6月12日	委員8名	静岡市女性会館（アイセル21） 研修室
第2回	令和6年10月16日	委員8名	静岡市こころの健康センター 研修室
第3回	令和7年2月19日	委員8名	静岡市こころの健康センター 研修室

2 地域におけるネットワークの活用状況について（特徴的な取り組みなど）

- （1）事業所の主任ケアマネージャーを中心に多職種との連携・協働に向け、介護・医療関係者だけでなく、障害分野や教育分野にも裾野を広げて取り組んでいる。
- （2）地域の特性を踏まえ、お祭り等の地域行事等の活用や、多様な社会資源（お寺、金融機関等）を巻き込むことで、住民に対し効果的なアプローチが行えている。
- （3）認知症への理解促進を目的として認知症サポーター養成講座を開催するだけでなく、振り返りの場を設けている包括もあり、理解の不足を補うだけでなく、関係者のネットワークづくりや地域の体制づくりに繋がっている。また、地域住民の理解や認識の度合いや変化を把握することで、新たな課題やアプローチ方法等の検討ができ、非常に効果的であると感じた。

3 今後に向けた課題・意見等

- （1）欠員で三職種そろっていない包括において、現場職員の努力・負担の上で運営されている。受託法人として、体制整備の責任を認識していただきたい。民生委員が不在の地域があり、包括が訪問調査を行う等、負担の増加に繋がっている。民生委員の配置が整うよう、自治会等へ選任を働きかける必要がある。
- （2）医療や介護等との情報連携においては「シズケア＊かけはし」があるが、容易にケース連絡等が行えるような情報連携シートを作成し、関係構築に繋がるとよい。

4 次年度の取組み・地域包括支援センターへの期待等について

- （1）障害分野との協働で地域課題に取り組むことが増えている。顔の見える関係づくりを行うとともに、8050問題やヤングケアラー、貧困等の世帯の複合課題に対し、重層的支援体制整備事業も活用しながら課題解決に繋げていただきたい。
- （2）認知症の理解促進について、各包括とも工夫して取り組んでいる。対象に応じて効果的な内容や手段、媒体等を検討し、今後も効果的に実践していただきたい。
- （3）多職種（医師や薬剤師、作業療法士、理学療法士等）との協働を促進し、健康寿命の延伸に繋げていただきたい。
- （4）今年度作成されたエンディングノート、内容が大変充実している。包括にも配架されているため、より一層周知が進み、広く活用されることが望ましい。

令和6年度 地域包括支援センター運営部会報告（駿河区）

◆ 駿河区の7地域包括支援センター 【小鹿豊田/八幡山/大谷久能/大里中島/大里高松/長田/丸子】

I 開催日程 （会場：静岡市地域福祉共生センター「みなくる」2階 第一会議室）

	開催日	出席委員	内 容
第1回	令和6年6月18日	8名	自己紹介・事業計画・意見交換 ひとり暮らし等高齢者の“親族への連絡”に関する情報交換
第2回	令和6年11月12日	7名	事業概要・進捗状況・意見交換 重層的支援が必要なケースへのチーム支援に関する情報交換
第3回	令和7年2月18日	6名	事業報告・意見交換 今年度駿河区運営部会のとりまとめ

2 地域におけるネットワークの活用状況について（特徴的な取り組みなど）

(1) 関係機関との連携

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携（地域ケア会議、事例検討会、アセスメントのスキルアップ研修など）
- ・顔の見える関係づくり（圏域の居宅支援事業所・開業医への訪問、民生委員とケアマネの交流会など）

(2) 地域の自助力を向上させる取組

- ・地域のみまもり活動の実施（「くらしのみまもりたい」の活動、「自宅ですっとミーティング・相談会」など）
- ・参加しやすい講座の実施（「お金」や「ペット」など身近なテーマの連続講座、医師による認知症ミニ講演会など）
- ・地域独自の取組（地域ささえあいマップの作成、能登地震ボランティア講演会、マンション単位の相談会など）

(3) 多世代への周知活動

- ・児童クラブでの子どもを対象にした「認知症サポーター養成講座」の実施
- ・南部図書館での認知症についての本の紹介や展示
- ・地域イベントへの参加（地域まつり、するが福祉フェスタなどにて、高齢者体験や認知症クイズの実施）

3 今後に向けた課題・意見等

(1) 高齢者支援のための人材確保

- ・認知症についての幅広い理解…幅広い年代への啓発活動（ちらしによる広報、相談場所の周知など）
- ・地域の助け合いによる地域力の向上（地域イベントへの参加、各種機関との連携）

(2) 地域課題の抽出

- ・定期巡回（相談来訪者など）による実態把握
- ・人口分布データやアンケートの結果、相談データなどの分析による課題抽出
- ・認知症の進行によりお金の管理や契約が困難な高齢者の増加に対応した権利擁護支援

4 次年度の取組み・地域包括支援センターへの期待等について

(1) 複雑化する高齢者問題に対応するための各種専門機関との連携強化

- ・高齢分野以外の専門分野（障害福祉、生活保護、医療機関）やケアマネ、民生委員、自治会などとの連携強化
- ・重層的支援体制整備事業の活用（事例の提出、検討事例の共有）

(2) 持続可能な支援体制に向けた人材の確保

- ・少子高齢化がより進む中で、子どもや若い世代への認知症理解を浸透させる取組みなど、「地域で助け合える人材の育成」をめざし、事業を展開していく。

令和6年度 地域包括支援センター運営部会報告（清水区）

1 開催日程

	開催年月日	出席委員数	開催場所
第1回	令和6年7月11日	委員8名	清水保健福祉センター3階視聴覚室
第2回	令和6年10月10日	委員8名	清水保健福祉センター3階視聴覚室
第3回	令和7年2月20日	委員8名	清水保健福祉センター3階視聴覚室

2 地域におけるネットワークの活用状況について（特徴的な取り組みなど）

- （1）金融機関において包括のチラシを配置する他、年金支給日には出張相談会を開催し、より効果的な包括の周知が図られている。また、地域の行事や小学校福祉教育の場を活用し、若い世代へも包括を周知している。
- （2）令和4年の台風15号等風水被害を機に地域の自助への関心が高まったことで、平時からの防災意識（避難時に持ち出す物、避難場所の確認、避難するタイミング等）について、自治会やケアマネ等支援者と勉強会を行った。
- （3）認知症について、チームオレンジの活動を取り上げた内容での講座開催や地元の介護事業所職員との協働による周知等、地域の理解をより深める活動を行った。
- （4）地域ケア会議では地域住民と幅広い職種へ参加を呼びかけることで、その地域の特性を踏まえた課題が抽出され検討が行われるとともに、会議を通して地域の連携強化にも繋がっている。

3 今後に向けた課題・意見等

- （1）清水区は特に特殊詐欺被害が多い。詐欺の手法も次々と変化しているので、警察と連携する等して最新情報を地域へ周知するとよい。
- （2）過去の台風による水害から得た教訓を地域住民や関係機関と積極的に共有し、防災における自助・互助の強化から共助の強化へつなげていってほしい。
- （3）介護事業所の撤退や診療所の閉院がある中で、「顔の見える関係」を構築していくために圏域会議は参加者の幅（職種）を一層広げて実施していく必要がある。
- （4）「シズケアかけはし」が活用されていない。関係機関との連携強化という点でも、もっと活用してはどうか。

4 次年度の取組み・地域包括支援センターへの期待等について

- （1）チラシの回覧・配布や地域活動への参加等、包括の周知ではどの方法が効果的か、包括への相談経路の分析・検証を続けていく必要がある。
- （2）掲載する内容によってチラシの配布方法も変えてみるとよい。また、清水区独自のものとして「脳梗塞予防実証実験（通称：SPAFS）」を掲載してもよいのではないか。
- （3）社会資源等の各種情報共有の方法として、デジタルツールの活用を進めてほしい。
- （4）虐待対応において、実際に発生した時にスムーズに対応するためにも、虐待に気づく視点とその後の対応の流れを関係機関で十分に共有してほしい。